

研究資料

高隈演習林における森林認証の取得

内原 浩之¹⁾・牧野 耕輔¹⁾・芦原 誠一¹⁾・宿利原 恵¹⁾・井倉 洋二¹⁾

Acquisition of Forest Certification for Takakuma Experimental Forest

UCHIHARA Hiroyuki¹⁾, MAKINO Kosuke¹⁾, ASHIHARA Seiichi¹⁾, YADORIHARA Megumi¹⁾ and INOKURA Youji¹⁾

¹⁾ 鹿児島大学農学部附属高隈演習林 〒891-2101 鹿児島県垂水市海潟3237

キーワード：森林認証, SGEC, 高隈演習林

1. はじめに

鹿児島大学農学部附属高隈演習林（以下、本演習林）は、中期管理計画に基づく持続可能な森林管理を行っており、教育・研究・地域貢献のフィールドとして多様な機能を発揮することを目的としている。その過程において年間1,000~2,000m³程度の素材を生産販売しており、地元の製材業者等から恒常的に購入されている。原木供給に基づく地域産業との結びつきも演習林の重要な役割の一つである。そこで、本演習林が行っている森林管理の持続性の検証と原木の付加価値向上などを目指し、2021年に第三者認証（SGEC 認証）取得に向けた活動を開始した。本報告では、国内の大学演習林としては4例目となる SGEC 取得までの取組や今後の展開について紹介する。

2. 森林認証について

2.1 森林認証制度の背景と種類

森林認証制度とは、「第三者機関が、森林経営の持続性や環境保全への配慮に関する一定の基準に基づいて当該基準に適合した森林を認証するとともに、認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）を非認証材と分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである（林野庁, 2022）」。この制度は、1992年に開催された地球サミットにおいて森林劣化問題についての本格的な議論が開始されたことに端を発し、違法伐採対策の国際的強化が行われていく中で広がってきた。また、地球温暖化防止対策のひとつとしての森林の CO₂吸収が注目されるようになったことも制度への期待感を高める要因になったと思われる。

国際的な森林認証は、森林管理協議会（Forest Stewardship Council）が管理する「FSC 認証」と PEFC 森林認証制度相互認証プログラム（Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes）が管理する「PEFC 認証」の2つがある。本演習は、2016年6月に世界最大規模の PEFC 認証と相互認証した日本国内の認証制度である SGEC（Sustainable Green Ecosystem Council）認証を選択した。SGEC 認証は、一般社団法人緑の循環認証会議が日本独自の制度として管理しているものであり、森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて認証する「森林管理（FM: Forest Management）認証」と、認証森林から算出された木材の適切な加工および流通を認証する「CoC（Chain of Custody）認証」の2つからなる。本演習林は、所有している森林の管理状況について受検するため、認証の種類は森林管理認証（以下、FM 認証）を選択した。

2.2 SGEC 認証と PEFC 認証について

(1) SGEC 認証

一般社団法人 緑の循環認証会議の国内認証企業リストによると、FM 認証は全国124件で森林面積2,214,720.03ha（国内人

表-1 九州地方の SGEC 認証取得状況の推移

都道府県	認証件数 (2021.6月末)			認証件数 (2022.12月末)		
	FM 認証	面積 (ha)	CoC 認証	FM 認証	面積 (ha)	CoC 認証
福岡県	1	576.01	7	1	576.01	8
佐賀県	1	384.15	1	1	384.15	1
長崎県	2	816.78	0	2	669.06	0
熊本県	10	132,457.22	23	8	117,343.79	25
大分県	2	50,631.57	7	2	51,576.38	7
宮崎県	9	13,979.98	17	7	11,692.50	11
鹿児島県	0	0.00	1	1	3,068.11	1
沖縄県	1	3,563.24	1	1	3,624.98	0
九州計	26	202,409.23	57	23	188,934.98	42
全国	129	2,163,523.34	518	124	2,214,720.03	494

注：所在地が複数県にかかるものは対象外とした。

出所：一般社団法人 緑の循環認証会議 HP

工林の21%)、CoC 認証は全国494件が認証を受けている。2021年6月末と2022年12月末時点の九州地方の FM 認証の取得状況を表-1に示す。2022年12月の九州地方全体の認証取得数は23件188,934.98haあり、熊本県が最も多く8件117,343.79ha、次いで宮崎県が7件11,692.50haである。ただし、認証面積は大分県が51,576.38haであり宮崎県よりも広い。鹿児島大学が所在する鹿児島県の認証件数は1件であり、本演習林の3,068.11haのみである。次に FM 認証取得状況の推移を2021年6月末時点と比較すると、全国では129件で5件増、面積は2,163,523.34haで51,196.69ha増である。CoC 認証は518件で24件減となっており、FM 認証の件数および面積の増加に対して CoC 認証は件数が減少している。九州地方の FM 認証は件数および認証面積共に減少している。長崎県は件数が変わらずに面積を減少させ、大分県は面積を増加させている。同一件数であっても、認証事業者の参入および撤退は発生している。なお、表-1では、企業の所有林等において所在地が複数県に跨ぐものは除外している。鹿児島県では2023年度に向けてグループ認証取得の動きなどもあり、今後は件数および面積の増加が見込まれている。

(2) PEFC 認証

世界各国にある48制度と相互承認を行っており、2021年時点での認証森林面積は3億3,000万 ha(世界の認証林の75%)、CoC 認証企業数は12,500件にのぼる。これは、世界の総木材生産量の18%に相当し、FSC 認証制度の11%を上回っている。また、世界の工業用木材に対しては36%の取得率であり、これも FSC 認証制度の23%を上回る規模である。

3. 森林認証取得の取組

3.1 高隈演習林の概況

本演習林は、鹿児島県垂水市に位置し、森林面積は3,068.11haである。標高100~885m、地質は堆積岩と花崗岩を基礎とし、その上位を火山噴出物が覆っている(荒巻1969)。気候帯は、暖帯南部に属し、桜島の活発な火山活動により火山灰が降灰する地域にある。植生は天然林と人工林からなり、素材生産は演習林南部のスギ林を中心に行っている。植栽本数はhaあたり3,000本の並材仕立てを標準としており、林齢は9~11齢級が中心である。天然林は照葉樹の2次林が大半を中心に木本は301種類、草本は653種類が記録されている(迫1968)。学術参考林(七ッ谷山系)などでは、上層にイタジイ・イスノキ・ウラジロガシ・タブノキ・マテバシイなど、中層にサザンカ・アオガシ・シキミなどが多く、低層にアオキ・サツマイナモリ・モミジコウモリなどが多く分布している。また、哺乳類は少なくとも15種類、鳥類は98種類が確認されている。気象は年平均気温14.5℃、年間降水量3,400mm程度であり、霧が多く湿度が高い特徴がある。台風時は北東~南東にかけての風が非常に強く、集中豪雨にも多く遭遇するため、森林内の土壌崩壊や樹木の風倒・風折などの被害を受けることが多い。雪害は数ミリの積雪が年に1~2回ある程度なので、雪による被害を受けることはほとんどない。

3.2 森林認証取得のながれ

(1) 申請スケジュール

2021年度の鹿児島大学学長の戦略的経費を利用してSGEC森林認証林申請の取組を開始した。FM認証（グループ認証を含む）を取得している国内の大学は宇都宮大学、信州大学、宮崎大学の3大学であり、鹿児島大学は4例目となる。有効期間は5年間（2022年4月1日～2027年3月31日）である。

申請に必要な書類整備は、高隈演習林の技術職員を中心に2021年9月から開始した（表-2）。持続可能な森林管理基準を明確にするため「高隈演習林SGEC森林管理計画」や「生物多様性管理指針」などを策定し、従来の管理計画に含まれていない事項の追加および整理を行った。その結果、認証審査を受検するために準備した一連の関係添付書類は全47種にのぼった。さらに、樹木の伐採前後の状態変化をモニタリングする体制づくりや環境への配慮、生物多様性の保全に向けた取組みを検討しながら2022年1月に予定していた検査日までに必要書類を全て準備した。認証審査は、表-3の公示認定認証機関6機関のうち一般社団法人日本森林技術協会に依頼した。現地審査は2月2日～4日の3日間に行われ、審査員1名が来演し、演習林長、主任、事務係長、技術職員らが対応した。1日目は、事務所内で提出書類に対する質疑応答が行われ（図-1）、屋外では苗木、チェーンソーオイルなどの確認が行われた。2日目は、演習林内の代表的な天然林の確認、演習林の眺望、森林施業の実施状況、林道、作業道、土場、キャンプ場などが確認された（図-2、3）。最終日となる3日目は、講評と全体を通じての質疑応答、審査結果の報告や登録に関する事務的な事項についての確認が行われた。その後、書類及び現地審査の結果を基に2月28日に開催された判定委員会で認証の可否が審議された。以上の手続きを経て、本演習林は2022年4月1日付でSGECのFM認証を取得した（表-3、図-4）。



図-1 書類検査風景



図-2 現地検査風景



図-3 作業現場の確認

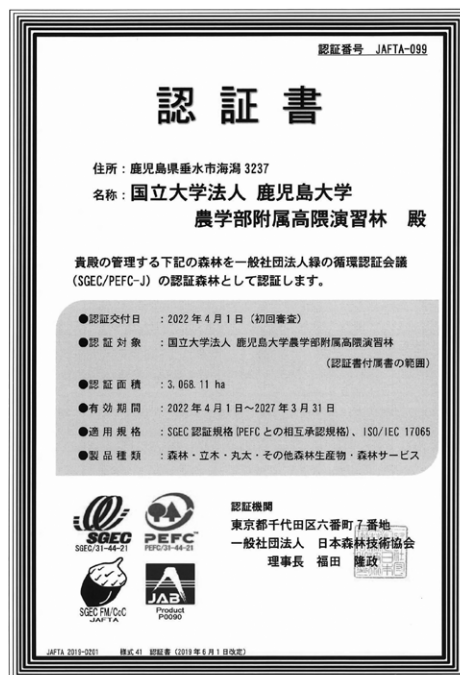


図-4 FM 認証の認証書

表-2 FM 認証取得までのスケジュール

年月日	内容
2021年9月8日	WG 発足, 資料収集および書類作成
2022年1月14日	申請書類提出 (一般社団法人 日本森林技術協会)
2022年2月2日~4日	現地審査 (一般社団法人 日本森林技術協会)
2022年2月28日	判定委員会 (一般社団法人 日本森林技術協会)
2022年3月1日	認証授与決定
2022年4月1日	認証期間スタート (2027.03.31まで)

表-3 公示認定認証機関

機関名	内容
(一社) 日本森林技術協会	SGEC-FM, SGEC-COC, PEFC-COC
(一財) 日本ガス機器検査協会	SGEC-FM, SGEC-COC, PEFC-COC
SGS ジャパン株式会社 認証・ビジネスソリューションサービス	SGEC-FM, SGEC-COC, PEFC-COC
合同会社 もりの審査 (英語略称:FAM)	SGEC-FM, SGEC-COC, PEFC-COC
Control Union World Group (株式会社 Control Union Japan)	PEFC-COC
ソイル・アソシエーション サーティフィケーション (アマタ株式会社 サステナビリティ認証チーム)	PEFC-COC

出所: 一般社団法人緑の循環認証会議

(2) 認証費用

FM 認証を取得し維持するためには、認証取得時に初回審査費用、認証取得後に毎年実施される定期審査費用、5年毎の更新審査に要する更新審査費用が必要となる(表-4)。表-5は、本演習林の認証取得後7年間の審査費用の見込み金額を示したものである。初回の審査費用が977千円、定期費用が570千円を要し、次回の更新審査までの5年間合計で3,257千円(1年間あたり約651千円)となる。なお、次回更新の際にかかる費用は初回審査に対して20%程度少なくなる見込みである。

表-4 申請等に係る諸費用

費用名	頻度など	金額	備考
初回審査費用	申請時	98万円	鹿児島大学の場合
定期審査費用	年1回	初回審査費用の50%程度	
更新審査費用	5年毎	初回審査費用の80%程度	

表-5 鹿児島大学高隈演習林 審査費用見込み

単位：千円（税込）

項目	第Ⅰ期						第Ⅱ期	
	初回	R4定期	R5定期	R6定期	R7定期	5年計	R8更新	R9定期
経費	957	550	550	550	550	3,157	715	550
公示料	20	20	20	20	20	20	20	20
計	977	570	570	570	570	3,256	735	570

※消費税率：10%

4. FM 認証規格の改正

本演習が2022年に認証を取得した同年にFM規格（グループ認証規格を含む）のISO規格、PEFC規格に基づいた構成、用語の統一が図られるための各種改正が行われ、形式的には全面改正となった。SGEC認証制度の持続可能な森林管理基準等で求められる内容については、従来からのものと実質的には大きな変化はなく、内部監査、マネジメントレビューなどの管理システムに関する規定が強化された程度である。しかしながら、管理基準を確認するためにまとめられているFM申請用チェックリストの編成は大きく変更されているため、読み替えの際には若干の注意が必要である。以下に、一般社団法人緑の循環認証会議が提示している文書「SGEC規格改正の概要、一般社団法人日本森林技術協会森林認証室、2022」から引用した改正のポイントを示す。なお、（ ）内の番号は文書毎に区分されており、SGEC規準文書3「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」の番号は（xx.xx）、SGEC規準文書3付属書1「SGEC規準文書3の運用ガイドライン」の番号は（運用xx.xx）、SGEC規準文書3-1「SGECグループ森林管理－要求事項」は（グループxx.xx）と、それぞれ記載されている。なお、末尾に参考資料3,4,5として『FM別添1「新旧規格ガイドライン対比表_202005』、『FM別添2「要求事項の対比表』および『SGEC規準文書3付属書1「SGEC規準文書3の運用ガイドライン』を付記する。

「SGEC規格改正の概要、一般社団法人日本森林認証室、2022」より引用

[1] 最高経営者（トップマネジメント）によるコミットメントを規定（5.）

SGECの持続可能な森林管理基準及び関連要求事項に適合すること及び管理システムを継続的に改善することに対する、最高経営者（トップマネジメント）のコミットメントを求めるとともに、そのコミットメントの公開を求めている。

[2] PEFCの規定に合わせ6つの持続可能な森林管理基準を規定

旧規格の7つの基準については、現地での審査に当たっての「運用ガイドライン」として付属書1に掲載。新規格の要求事項は、SGEC規準文書3「SGEC持続可能な森林管理－要求事項」の「8. 持続可能な森林管理の要求事項」に位置付けられ、6つの基準が規定されている。そして、その運用に当たっては、SGEC規準文書3付属書1「SGEC規準文書3の運用ガイドライン」を用いることとされている。この運用ガイドラインでは、旧規格同様、7つの基準とされており、新規格では次のような構成とされている。

FM別添1「新旧規格ガイドライン対比表_202005」、FM別添2「要求事項の対比表」にあるように、旧規格の基準・指標の内容については、新規格では、「8. 持続可能な森林管理の要求事項」（6つの基準）のほか、「6.1 リスク及び機会への取組み」、「6.2 森林管理計画」、「9. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価」でも規定されている。

また、新規格の「8. 持続可能な森林管理の要求事項」（6つの基準）の中に、基準3「森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）」が新たに規定されている。（8.3）

その他、SGEC規準文書3付属書1「SGEC規準文書3の運用ガイドライン」では規定されていないが、「4. SGEC森林管理認証規格と組織」、「5. リーダーシップ」、「6.3 法令遵守（コンプライアンス）に関する要求事項」、「10. 改善」についても、

広義の要求事項として位置付けられている。

[3] 「モニタリングと情報公開」の拡充

労働条件と労働安全についてのモニタリングを新たに規定。(9.1.4)

最高経営者（トップマネジメント）によるコミットメント，森林管理計画の要約及びモニタリング結果等の情報公開を規定。(5.2, 6.2.7, 運用7.2)

[4] 「パフォーマンス評価と改善」の拡充 (9., 10.)

内部監査，マネジメントレビュー，不適合・是正措置及び継続的改善について，詳細に規定。

[5] 「アイヌ施策推進法」の趣旨を踏まえ，アイヌ民族関連の規定を追加 (0.2, 3.1, 3.28-3.32, 6.3.2.2, 8.6.3, 8.6.4及び付属書1・付属書2関連部分)するとともに「SGECのアイヌ民族に対するFPIC実施の手引き（ガイド）」(2020.1制定)をSGECガイド文書3-1として位置付け。

[6] その他

災害リスク対応の重視。(運用1.3.1, 運用2.8, 運用5.1)

大面積皆伐は避けることにつき，「大面積皆伐は避け，森林立地に即した伐区の形状，面積規模とし，その分散を図る」と詳細に規定。(運用2.2)

外来種の導入は，「現地適用化について検証したうえで」検討することを新たに規定。(2.3.3)

化学物質の使用は，「人の健康や環境への悪影響がないように努めなければならない。」と新たに規定。(運用2.7)

苦情に関し，地元住民からの苦情に加えて，「ジェンダー平等」等についての苦情も聴取するよう新たに規定。(運用6.1.4)

林地転用の定義を「直接的な人為的介入による非林地化及び天然林の人工林への転換」と規定。(3.8)

[7] グループ森林管理認証に関する規定の充実，拡充

新規加盟者受け入れの手続き，以前に除外された加盟者の再受け入れに関して新たに規定。(グループ5.1.1d) e), グループ5.1.2 a)

グループ主体によるコミットメントは，要求があれば文書情報として，公開しなければならない旨規定。(グループ5.2.2)

「6.計画」，「7.支援」について，新たに規定。

パフォーマンス評価（モニタリング，内部監査，マネジメントレビュー）と改善に関して，詳細に規定。(グループ9., 10.)

加盟者の年次監査については，サンプリングをベースに選択することができる旨新たに規定。(グループ9.1.2, グループ9.3)

[8] SGEC 商標改正

SGEC 規準文書6/PEFC 規定 ST 2001:2020「商標使用規則－要求事項」ロゴとイニシャル及び関連する主張に関する要求事項を規定。

(改正のポイント)

(1) 商標の所有権，商標の使用に関する事項，ラベルの図案に関する事項などを整理。

(2) PEFC 商標については，「TM」など登録された商標であることを示すシンボルと共に使用することは不可。

(3) SGEC 商標は2種類ある。(3.14)

a) 「SGEC」のイニシャル。

b) SGEC ロゴ：SGEC ロゴは常に SGEC ラベルの内部に使用されなければならない。

(4) ロゴとラベルは「ラベルジェネレーターツール」から入手 (6.1.2)

(5) 商標使用者を A～D の4つのグループに分類し明確化 (6.3)

グループ A：各国認証管理団体 NGB 及び PEFC 認可団体（日本においては SGEC/PEFC ジャパン）

グループ B：SGEC 認証制度に基づく森林管理（FM）規格の認証を受けた主体グループ

グループC：SGEC COC 規格に基づく認証を受けた主体

グループD：その他の使用者（商工組合、小売業者、研究・教育施設、認証機関、認定機関、政府系組織、NGO など）

PEFC 規格では、グループB（FM 認証取得者）の商標は製品外使用のみと規定。

SGEC 規定では、グループB（FM 認証取得者）により産出された素材については、SGEC 商標の製品上使用は可と規定（6.3.2.2）

なお、ロゴ使用者であるグループ毎の商標使用概要を示したものが表-6である。製品上に使用できるのはSGEC COC 規格に基づく認証を受けた主体であるグループCのみであり、SGEC 認証制度に基づく森林管理（FM）規格の認証を受けた主体であるグループBは素材にのみに使用することが可能である。本演習が使用できるロゴマークは、PEFC（図-5）とSGEC（図-6）のロゴマーク図案である。

表-6 SGEC ロゴマークの使用条件

ロゴ使用者	製品上使用	製品外使用
グループA	×	○
グループB	×	○
	（但し、素材にのみ使用可）	
グループC	○	○
グループD	×	○



図-5 PEFC ロゴマーク



図-6 SGEC ロゴマーク

5. 今後の取り組み

5.1 認証取得の効果

これまで本演習林は、農学部附属演習林の中期管理計画および森林経営計画に基づく森林管理を行ってきた。そして今回、この2つの計画に新たに高隈演習林SGEC 森林管理計画を加え、森林経営の持続性および森林環境に配慮した管理運営についての方法を整理したことでFM 認証の規準を満たすことができた。我々は、SGEC 規格に準拠しながら計画を見直す中で様々な効果を得ることができた。①明確な目的や合理性を伴わない事象に対して慣習的な対応をしていることが認知でき、これまでとは異なる視点で自らの森林経営管理の在り方を見直すことにより、演習林の姿を再評価する契機となった。②既存計画の基準を見直すことにより、職員の森林管理に対する意識向上につながった。③大学演習林が自ら認証林となることで、森林認証に関する生きた教材として、教育的価値を高めることができた。④本演習林が生産する原木は須く認証材であり、経済的価値を向上させる機会を増やすことができた。認証取得に際しては多くの費用や労力を割く必要があるが、認証取得に至る過程において、森林経営のあり方について再考する契機になった。現在のところ、認証材は非認証材との比較において、大きな経済的優位を得ることはできていないが、森林のもつ可能性を広げる取組のひとつになったと考えている。

5.2 今後の課題

持続性を担保した森林管理を行うことは大変意義深いと考えているが、現実的には、当該地域内において演習林単独で認証を取得しても森林・林業界に及ぼす影響は大きくはないかもしれない。その一方で、本演習林は、垂水市の約20%の面積を有する森林であり、演習林の森林管理手法が周辺地域に少なからずの影響を与えることはできるのではないかと考えている。大学演習林を起点としてより広範に森林の維持管理体制が充実していくことで未来につながる森づくりへの取組みが広がっていくことを目指している。さらに、森林（FM 認証）のみならず、製材工場や流通事業者（CoC 認証）との連携が図れるようになることで業界全般を活性化する契機にもなりうると考えている。その第一歩として製材品市場への認証材の流通量を増加させることが重要であり、認証材の原木を安定的に供給し続ける仕組みが不可欠である。今後は、認証制度を軸に森と街をつなぎながら、原木および製材品の商品価値を高めることができるよう取組を広げていきたい。

6. 森林認証申請関係書類

森林認証申請を行う際に44種類の森林管理認証関係書類を整備した（表-7）。これらは保有していた文書を再構成することで基準に対応させたものや新たに取得、作成したものなど様々である。表-7の備考欄に示す番号は高限演習林 SGEC 森林管理計画に記載している基準に対応しており、持続可能な森林経営を実現するために必要とされる基準全般が挙げられている。

以下に参考資料1, 2として認証の中核をなす2021年判（初年度申請時）の「高限演習林 SGEC 森林管理計画書（第13次高限演習林森林管理計画（案）」と第一回目の定期審査で提示された要求事項を載せた。そして、4. FM 認証規格の改正で取り上げた新旧規格の対比内容について参考資料3, 4, 最後に認証基準の運用ガイドラインを参考資料5としてそれぞれ掲載した。

参考資料一覧

参考資料① 高限演習林 SGEC 森林管理計画

参考資料② 定期審査項目（1年目）

参考資料③ FM 別添1「新旧規格ガイドライン対比表_202205」

参考資料④ FM 別添2「要求事項の対比表」

参考資料⑤ I. SGEC 規準文書3 付属書1 SGEC 規準文書3の運用ガイドライン

表-7 森林管理認証関係書類番号表

番 号	資 料 名 称	備 考
1	高隈演習林 SGEC 森林管理計画	全般
2	高隈演習林第12次森林計画（生産・造林改訂版を含む）	基準1-1-1ほか
3	高隈演習林地図（林小班界，路網，林相，年齢，試験地）	基準1-1-1ほか
4	地域森林計画（大隅森林計画区）	全般
5	市町村森林整備計画（垂水市）	全般
6	森林経営計画認定書（変更後）第 R1-1号（変1-2）および計画図	基準1-1-1ほか
7	森林簿	基準1-1-1ほか
8	高隈演習林 事業図（林班図 1/5000 37枚）	基準1-1-1ほか
9	機能類型区分図，砂防指定図，九州事前歩道ルート図，国立公園マップ	基準1-1-1
10	組織管理体制，演習林規則，事務分掌	基準1-5-1
11	委託作業 仕様書（案）	基準1-5-1
12	鹿児島大学農学部附属高隈演習林生物多様性管理指針	基準2-1-1ほか
13	生物多様性の保全に配慮した森林施行の手引き（令和3年1月 林野庁）	基準2-1-1ほか
14	鹿児島県第12次鳥獣保護管理事業計画（抜粋）	基準2-2-1
15	鹿児島県希少野生動植物保護条例	基準2-2-1
16	鹿児島大学高隈演習林鳥獣保護区図	基準2-2-1
17	鹿児島県レッドデータ該当・高隈演習林維管束植物，両生類，鳥類，哺乳類リスト	基準2-2-1ほか
18	鹿児島大学高隈演習林溪畔林図	基準2-2-2
19	アカハライモリ生息エリア写真	基準2-2-2
20	高隈演習林・野生動植物調査カード	基準2-3-1ほか
21	絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略（案）- 環境省	基準2-3-1
22	希少野生動植物種保存基本方針 - 環境省	基準2-3-1
23	入林の際の注意事項看板	基準2-3-1ほか
24	鹿児島大学農学部附属演習林規則	基準2-4-2
25	鹿児島大学農学部附属演習林宿泊施設使用規則	基準2-4-2
26	鹿児島大学農学部附属高隈演習林入林の心得	基準2-4-2
27	林業薬剤管理マニュアル	基準3-4-1ほか
28	オイル・燃料の管理マニュアル	基準3-4-1
29	森林作業道作設指針	基準3-1-1ほか
30	苗木購入履歴	基準4-3-3
31	高隈演習林事業実行記録	基準4-3-1ほか
32	演習林報告第43号 論文「鹿児島大学農学部附属高隈演習林におけるキュウシュウノウサギの食性」	基準4-7-2ほか
33	演習林報告第43号 論文「鹿児島大学農学部附属高隈演習林におけるキュウシュウノウサギによるスギ植栽木の被害」	基準4-7-2ほか
34	鹿児島大学防災基本マニュアル	基準4-8-1
35	林野火災予防マニュアル	基準4-8-1
36	緊急連絡・緊急連絡網	基準4-8-2
37	見学コース案内	基準5-2-3
38	技術職員研修記録	基準5-4-2
39	演習林安全管理マニュアル	基準5-5-1
40	国立大学法人鹿児島大学職員労働安全管理規則	基準5-5-1
41	技術職員資格・講習等一覧	基準5-5-1
42	作業主任者一覧	基準5-5-2
43	鹿児島大学環境報告書	基準6-5-2
44	垂水市有害鳥獣捕獲対策協議会	基準7-2-1
別冊1	鹿児島大学の森 演習林概要	全般
別冊2	垂水市環境基本計画	全般
別冊3	高隈演習林の100年	全般

参考資料① 高隈演習林 SGEC 森林管理計画書（第13次高隈演習林森林管理計画（案））

目次	計画期間：2022.4.1～2027.3.31
1 森林と管理体制	19
1.1 森林資源現況等	19
1.2 森林管理体制	21
2 経営方針と計画	22
2.1 高隈演習林	22
2.1.1 管理方針	22
2.1.2 施業方針	22
2.1.3 施業別 実施方針	23
2.1.4 森林管理の実施状況と計画	24
2.2 全体に係る事項	25
2.2.1 生物多様性に配慮した施業指針	25
2.2.2 森林管理	26
2.2.3 教育・研修	27
2.2.4 モニタリングと情報公開	27
2.2.5 水土保全及び環境配慮	28
2.2.6 法令関係	29
2.2.7 地域社会との関係	30
3 労働災害防止規程	30
4 関連法令	30
5 記録様式	30
5.1 モニタリング・チェックリスト	30
5.2 苦情処理の記録簿	30
5.3 教育・研修の記録	30
6 巻末資料	30
6.1 緊急連絡網	30

1 森林と管理体制

1.1 森林資源現況等

鹿児島大学農学部附属高隈演習林

森林立地および資源概要

鹿児島県垂水市海潟 3237

高隈演習林は、鹿児島市対岸、大隅半島の北部の垂水市に所在し、桜島東方に位置する南北に長く伸びた一団地であり、面積は3068haである。標高100m～885mで、標高500mを越えるところが半分を占め、急傾斜地も多く随所に滝も見られる。

ビシャゴ岳（885m）と高峠（722m）を結ぶ稜線が演習林を縦断しており、大隅半島北部の分水嶺となっている。この分水嶺の東側は串良川流域を形成し、志布志湾に向かう丘陵域となり、西側および北部は、鹿児島湾に向かう急傾斜地となっている。地質は、中世代の四万十層、新生代の花崗岩及び溶結凝灰岩が分布する。四万十層は砂岩、頁岩、千枚岩及びチャートの互層からなる。これらの地層の中では、四万十層が大部分を占め、花崗岩は南東部に、溶結凝灰岩は北東部及び南部に小面積で分布している。更に地域全体には、火山灰土及び降下軽石が堆積しており、その推積層の厚さは数m達するところも存在する。

年平均気温は14～15℃、年平均降水は2800mm程度で、特に霧が多く湿度が高いことが特徴である。主風の方向は西または東で、夏季の台風時における北東～南東の風は強烈で集中豪雨に見舞われる事もしばしばで、林地の崩壊や林木の風倒・風折の被害を受ける事も多い。

高隈演習林の面積は調査簿によると3068ha、うち人工林が1105ha、天然林が1881haで、37林班に分割されている。森林資源構成は下表のとおりである。

〈資源構成〉

林種	樹種等	面積 (ha)	割合 (%)	割合 (%)
人工林	すぎ	922.89	30.1	
	ひのき	136.18	4.4	
	まつ	1.84	0.1	
	その他針	1.58	0.1	36.0
	くぬぎ	0.13	0.0	
	くす	0.23	0.0	
	その他広	41.86	1.4	
天然林	その他広	1,881.22	61.3	61.3
その他	マダケ	0.23	0.0	
	メダケ	2.88	0.1	0.1
	モウソウチク	1.32	0.0	
	更新困難崩壊地	74.98	2.4	2.5
	未立木地	2.77	0.1	
合計		3,068.11	100.0	100.0

森林計画など

管理森林の森林計画は以下のとおりである。

- 「大隅地域森林計画」（計画期間：平成30年4月1日から平成40年3月31日）
- 「垂水市森林整備計画」（計画期間：平成30年4月1日から令和10年3月31日）
- 「森林経営計画」 認定番号 第 R1-1号 認定者：垂水市
（計画期間：平成31年6月1日から令和6年5月31日）
計画面積：717.47ha 認定面積率：23%

○独自の管理計画として、高隈演習林の全域を対象範囲とした「高隈演習林第12次森林管理計画書」（計画期間：2016年度～2025年度）がある。

○現在、「高隈演習林第13次森林管理計画書」（計画期間：2022年度～2027年度）を策定中であり、本「SGEC 森林管理計画書」は「第13次森林管理計画書」の主要な一部と位置づけている。

機能類型別面積

〈森林の内容（人天別面積，森林タイプ別面積等森林）〉

林相等	機能類型区分 (ha)			合計 (ha)	割合 (%)
	水源涵養機能増進森林		山地災害防止機能 / 土壌保全機能維持増進森林		
	木材生産機能維持増進森林	その他			
林班	101～118, 124, 128, 129～133 林班	122～123 林班	119～121, 125～127, 134～137 林班	-	-
人工林	907.11	70.87	126.73	1,104.71	36.0
天然林	939.86	143.08	798.28	1,881.22	61.3
竹林	4.20	0.23	0.00	4.43	0.1
更新困難崩壊地	63.62	1.24	10.12	74.98	2.4
未立木地	2.77	0.00	0.00	2.77	0.1
合計	1,917.56	215.42	935.13	3,068.11	100.0
割合 (%)	62.5	7.0	30.5	-	100.0

法令指定の状況

① 保安林等

〈保安林等の指定状況〉

森林の種類	保安林等	面積 (ha)	割合 (%)
制限林	砂防指定地	89.88	2.9
普通林	-	2,978.23	97.1
対象森林全体	-	3,068.11	100.0

② 自然公園など

(A) 九州自然歩道

演習林北部の鹿屋市境界沿い（130林班～136林班）に演習林を出入りするようにして整備されており、敷地は鹿児島県へ貸付をしている。この歩道は、演習林南部を横断する県道71号などの公道（一部は歩道）にも存在するが、こちらは演習林内には入り込んでいない（位置的には101林班～108林班）。

(B) 霧島錦江湾国立公園（第2種特別地域）

演習林南端の一部（107～108林班）に接している。高峠山頂園地の外端には演習林の境界点があり、境界線沿いの外側には登山道がある。森林施業を行う場合は、国立公園への直接的な影響は考えにくいものの、注意が必要である。

人工林の現況

〈人工林の現況〉

年齢区分	人工林の現況										構成比 (%)
	すぎ		ひのき		まつ	その他針	くぬぎ	くす	その他広	計	
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	
1	4.10	0.4	0.25	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.35	0.4
2	6.42	0.6	0.35	0.0	0.00	0.00	0.13	0.00	0.26	7.16	0.6

3	8.58	0.8	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	8.58	0.8
4	3.81	0.3	1.08	0.1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.89	0.4
5	4.23	0.4	1.32	0.1	0.00	0.00	0.00	0.00	0.46	6.01	0.5
6	3.47	0.3	4.46	0.4	0.00	0.07	0.00	0.00	15.07	23.07	2.1
7	7.43	0.7	0.00	0.0	0.00	0.08	0.00	0.00	9.90	17.41	1.6
8	21.08	1.9	1.86	0.2	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	22.94	2.1
9	44.14	4.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.80	44.94	4.1
10	92.32	8.4	9.74	0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	2.11	104.17	9.4
11	197.97	17.9	37.63	3.4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	235.60	21.3
12	179.29	16.2	14.40	1.3	0.91	0.09	0.00	0.00	0.15	194.84	17.6
13	85.33	7.7	3.86	0.3	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	89.19	8.1
14	38.23	3.5	0.00	0.0	0.93	0.00	0.00	0.00	0.87	40.03	3.6
15	0.20	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.20	0.0
16	10.70	1.0	4.35	0.4	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	15.05	1.4
17	19.54	1.8	3.68	0.3	0.00	0.00	0.00	0.00	3.40	26.62	2.4
18	62.17	5.6	9.66	0.9	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	71.83	6.5
19	85.87	7.8	17.49	1.6	0.00	0.77	0.00	0.23	1.21	105.57	9.6
20	31.61	2.9	6.29	0.6	0.00	0.00	0.00	0.00	4.44	42.34	3.8
21	16.07	1.5	19.76	1.8	0.00	0.57	0.00	0.00	2.41	38.81	3.5
22	0.33	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.78	1.11	0.1
23	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
24	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
25	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
26	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
27	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
28	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
29	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
30	0.00	0.0	0.00	0.0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
合計	922.89	83.5	136.18	12.3	1.84	1.58	0.13	0.23	41.86	1,104.71	100.0

1.2 森林管理体制

演習林の現在の組織は、演習林会議と演習林運営委員会を設置し、演習林長を委員長として、演習林管理運営の両輪と位置づけている。また、演習林長を補佐する次長と主任を配置しており、主任は高隈演習林に配置されている。管理運営の主たる組織は高隈演習林にある。教員4名、事務職員2名、技術職員5名、技能補佐員・パート等5名、合計16名の組織である。

林長の任期は1期2年で演習林の業務を掌理し、管理運営全般を統括すると共に森林・林業に関連する実習教育及び試験・研究に関してその遂行の任に当たる。演習林次長は、演習林長を補佐し、演習林の業務を処理し演習林長に事故のあるときはその職務を代行する。演習林主任は、演習林長及び演習林次長の指示に従い、所属職員を統括し業務の処理運営に当たる。また、技術職員は5人全員が高隈演習林に配置され、演習林主任の指揮のもと教育実習及び試験研究の補助、育林及び生産業務、林道、境界の保守・管理、地域貢献事業等に従事しており、技能補佐員はその補助をしている。事務係長及び事務補佐員は、前述の諸々の業務が円滑に遂行できるように庶務、人事、会計等の事務全般を担っている。

つぎに、業務の実行体制について述べる。直営で行う事業は、技術総括を中心として、職員それぞれが担当する業務を遂行する。また、外部に委託する事業については、演習林事務係と農学部の各担当部署が契約・会計事務を行い、技術職員は、それぞれが担当する業務の実行管理を行うこととする。

素材生産や造林・育林、その他一部の作業については、外部の民間事業者にこれを委託する場合がある。事務手続きや実行管理体制については前述のとおりである。委託先に対しては仕様書を取り交し、作業内容やSGEC認証基準の遵守を行わせることとする。

2 経営方針と計画

(基本理念)

国土の保全、水源涵養、自然環境の保全等、地球環境保全に配慮し地球温暖化の原因とされる、CO₂の吸収源である森林の整備（間伐等）を進め、路網整備等により木材資源の産出、林産物の提供等資源の有効利用を図り、社会的貢献に寄与することに努め、持続的森林管理を推進し、継続的改善に努める。

あわせて、大学演習林として、森林・林業・自然環境に関わる教育と研究のフィールドとしての整備を図り、学内外からの多様な活用に資するよう努める。

また、本演習林森林管理計画（高隈演習林第12次森林管理計画、2016～2025）においては、市町村森林整備計画などとの整合を図り、法令遵守に努める（4 関連法令参照）。

2.1 高隈演習林

垂水市森林整備計画における森林整備の基本的考え方については、当該森林は、木材等生産機能維持増進森林、水源涵養機能維持増進森林の両方が指定されており、垂水市森林整備計画と整合しつつ、本演習林森林管理計画に基づいて森林管理を行う。加えて、大学演習林として、教育研究のための活用に資するよう多様性の高い森林管理を行う。

2.1.1 管理方針

以下の3つのエリアにゾーニングして、エリアごとの特性を生かした管理を行う。

1) エリア1：資源循環型の森林管理

スギ人工林を主体とし、森林の健全性を確保しつつ、バイオマスエネルギー燃料も含め安定的な木材資源の供給を基本とし、持続的に生産できる森林に誘導するための長期的な施業計画や機械化等による効率的な森林整備に努める。加えて、林業に関わる試験研究と実習のフィールドとしての活用を念頭に置いた森林管理が必要である。

2) エリア2：育成天然林型の森林管理

北部エリアは路網整備が不十分であることから人工林の積極的な森林管理が進んでおらず、針広混交林化している林分も多い。今後は発電事業や森林施業委託に関する共同研究など、企業等との協働により、スギ・ヒノキ人工林と針広混交林を含めた育成天然林型の新たな森林管理方法について模索する。

3) エリア3：自然保護型の森林管理

錦江湾側に面した斜面は始良カルデラの東部に位置し、大部分が天然林である。このエリアでは、環境保全を最優先して、豪雨による下流部への土砂災害防止、水源涵養機能の維持、動植物等の生育環境の保護、自然景観の維持・保全等に努める。加えて、自然の生態系や動植物に関する試験研究、実習等に資するよう自然保護型の森林管理を行う。

2.1.2 施業方針

森林タイプ別に施業方針を次のとおりとする。

1) [スギ・ヒノキ 人工林]

大学演習林として森林・林業の教育研究に資するために、多様性の高い森林構成と施業方法を維持する。市町村森林整備計画で定められる標準伐期齢（スギ35年、ヒノキ40年）に関わらず、本演習林管理計画および森林経営計画に基づいて40～60年での主伐を行いつつ、60～110年生の高齢大径木も一定割合維持する。間伐等により下層植生、密度調整を行い森林機能低下を抑える。齢級別林分構成のバランスを保つために皆伐施業は積極的に行うが、大面積皆伐は避け（おおむね10ha以下）、河川周辺林分の天然林化（水辺林整備）をめざし、水質汚染防止、水性生物種保全に努めるとともに、尾根筋には保護樹帯を残す。主にエリア1が対象であるが、エリア2の人工林も可能な範囲で取り扱う。また、エリア1に隣接して分布するエリア3の人工林についても同様の扱いとする。

2) [広葉樹 人工林]

エリア1には約13haのケヤキ人工林があり、広葉樹施業の教材および研究資材としての役割を果たしている。このケヤキ林を今後とも教育研究に資するために維持するとともに、クヌギ、タブ等の小規模な人工林も同様に教材として活用する。また、今後はエリア1およびエリア2を対象に、スギ・ヒノキ以外の木材資源として有用な広葉樹の人工林化や天然更新で誘導するため森林整備も進める。一方、生物多様性保全の観点より、動植物の生態・生育なども考慮し、空洞木、棲家等の保

護・保全にも努め、野生生物と共存できる自然環境を残すよう努める。

3) [広葉樹 天然林]

本演習林には南九州を代表する照葉樹林（常緑広葉樹林）の天然林（二次林）が広範囲で分布している。天然林では試験研究目的を除き、木材生産等の目的で伐採は行わない。森林の公益的機能の発揮と、天然林での森林生態系や野生動植物に関する試験研究、実習等に活用できるように、基本的には手をつけない形の保護・管理を行う。エリア3の大部分とエリア2が対象となるほか、エリア1にも保護樹帯や学術参考林等の天然林が一部分布している。

2.1.3 施業別 実施方針

1) 伐採

伐採・搬出においては、環境負荷軽減に努めることとする。

(ア) 主伐

高隈演習林は約1000haの人工林を有しており、齢級別林分構成のバランスを保つために主伐（皆伐）施業は積極的に行う。主伐にあたっては、伐採面積・区域形状に配慮し、一ヶ所あたりの伐採を最小限に抑え、伐採後の裸地の縮小、分散を図り、また、保残帯を設け土壌・林地保全に努める。

主伐を行う場合は、予め標準地調査等を行い、収穫量を把握する。

(イ) 間伐・択伐

主伐までの間に2～3回の間伐を行う。立地条件等を踏まえて保育間伐（伐り捨て）か生産間伐（搬出）かを選択する。林分の密度・林内照度・下層植生などを勘案し、適切な時期方法により実施間伐率20%～30%、材積伐採率30%以下とし、一定の立木材積を維持しながら本数調整を行う。

本数等の林況が不明な場合は、予め標準地調査等を実施する。

(ウ) 保育・下刈・除伐他

皆伐後には植栽を行う。本演習林ではスギを3000本/ha植えが標準であるが、試験研究に資するためスギ以外の樹種（広葉樹含む）の選定や植栽密度のバリエーション等も検討する。

植栽後は5年程度の下刈りを実施するが、これも試験研究目的で下刈り頻度にバリエーションをつけることもある。

除伐実施にあたっては、かずら・つる類の除去もできる限り併せて実施する。良好な生育が見込めない林分については、天然林等への転換を図っていく。

(エ) 路網整備・搬出

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する為、路網の整備に努める。本演習林の基幹林道については定期的な整備を行い、常時搬出路として使用できる状態を維持する。

伐採・搬出の際は当該林分内に作業道を開設し、基幹林道までの接続により林業機械を用いた搬出を行う。

路網作設については、市町村森林整備計画を踏まえ、地形・地質・傾斜等を勘案のうえ、安全の確保、山地災害の防止に努めるとともに、環境負荷の低減に配慮した適切な規格・構造とする。作業道作設については市町村森林整備計画の規定および森林作業道作設指針（令和3年3月31日2林整整第1400号林野庁長官通知）を適用する。

(オ) 施設整備他

林産物利用促進のために、必要な施設の整備について検討していく。その他油類などの取扱いについては、環境に十分配慮（植物性オイル等）したものを可能な限り使用する。油類の林地への流失を防止する。

除草剤は可能な限り使用しない。

(カ) 地域社会への取組

指導機関（県林務関係）・教育機関（地元教育委員会、学校等）などとの連携により、森林・林業体験等による自然環境を守る意識の共用を図り、普及啓発、指導者育成等を行い、地域社会と共に森づくりや環境保全を推進する。注意喚起等看板（山火事防止・不法投棄禁止等含む）の設置など。

(キ) モニタリング

森林管理計画に基づく実行状況の記録整備（団地毎管理記録簿）を適正に行う（計画と実績対比）。定点調査地を設置し、森林の生育状況、環境の変化による動植物の動向等を実施する。調査結果を森林管理計画等に反映させる為の具体的な方策を検討する。

2) 更新

更新に係る方針は、主伐計画時に具体的に策定する。おおむね、下記のように市町村森林整備計画に則って行うが、試験研究目的により樹種や植栽密度にバリエーションをつけることや無植栽（天然林化）とすることもある。

(ア) 造林の対象樹種としては、人工造林についてはスギ、ヒノキとする。広葉樹については周辺の森林の樹種構成や樹種特性を考慮して選定する。

(イ) 人工林の主伐時は、伐採後速やかに更新する。

(ウ) 種苗については、優良品種等から選抜し、植栽する。

(エ) 活着率が低い場合は、補植を行う。枯損範囲が深刻な場合は、枯損の原因に応じて樹種変更や林種転換を検討する。

2.1.4 森林管理の実施状況と計画

森林管理計画は、森林経営計画（認定番号 第 R1-1号（変1-2））を含めて策定されている。

1) 主伐及び間伐

〈主伐実績と計画〉

年度	実績 (ha)	計画 (ha)
2016年度	3.67	4.08
2017年度	1.48	5.00
2018年度	1.13	3.80
2019年度	0.99	5.06
2020年度	1.41	3.54

〈間伐実績と計画〉（搬出・切り捨て合計）

年度	実績 (ha)	計画 (ha)
2016年度	5.81	45.39
2017年度	42.74	35.33
2018年度	23.42	46.40
2019年度	17.86	38.87
2020年度	26.18	32.85

2) 造林（新植・下刈・除伐及び天然林施業）

〈新植実績と計画〉

年度	実績 (ha)	計画 (ha)
2016年度	3.41	4.08
2017年度	1.43	5.00
2018年度	0.94	3.80
2019年度	1.11	5.06
2020年度	1.41	3.54

〈下刈実績と計画〉

年度	実績 (ha)	計画 (ha)
2016年度	6.51	6.50
2017年度	12.01	6.51
2018年度	10.55	10.26
2019年度	8.71	10.68
2020年度	7.95	12.48

〈除伐実績と計画〉

年度	実績 (ha)	計画 (ha)
2016年度	0.88	0.54
2017年度	0.00	0.00
2018年度	0.12	0.00
2019年度	3.93	0.00
2020年度	0.00	0.00

3) 間伐・搬出

間伐率20%～30%とする。

〈間伐実績のうち間伐搬出面積及び搬出量〉

年度	面積 (ha)	搬出量 (m ³)
2016年度	0.00	0.00
2017年度	7.62	683.874
2018年度	14.63	1,430.482
2019年度	2.93	742.33
2020年度	13.26	1,165.168

〈搬出に伴う路網整備〉

年度	距離 (m)	所在
2016年度	0	
2017年度	810	107林班
2018年度	1,455	115林班
2019年度	1,100	106林班
2020年度	2,850	106・102林班

2.2 全体に係る事項

2.2.1 生物多様性に配慮した施業指針

本演習林は、今後認証森林として森林管理計画のもと、生産性の向上と合わせて野生生物種の保護保全および林地の保全に努めることとする。

森林施業においては、生態系の保全に配慮した施業を通じて多様な林齢の森林を造成すること等が生物多様性の保全につながることに十分注意する必要がある。市町村森林整備計画との整合を図ることとする。

また、環境省自然環境局の Web-GIS 等を参考にして、関連情報を収集する。

出典：「第3回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」（環境省生物多様性センター）<http://gis.biodic.go.jp/webgis/index.html>

具体的事項は、次のとおりとする。

- 1) 絶滅の恐れのある野生生物種のリストアップ→ 当該森林に生息、生育している可能性が高い動植物（鹿児島県レッドデータブックより）
- 2) 図鑑等で確認把握→ 特徴、習性（生息地、鳴き声、姿等）
- 3) 作業時前後、山林巡視において観察、監視希少動植物の棲家などを発見確認した場合→葉や枝を含め採取せず、写真撮影する。又、むやみに生育地などを公表しない（園芸採取の防止）。随時記録、観察する。（年月日、写真）
- 4) 作業（間伐、つる伐など）着工前、作業中においては特に野生植物に注意する。また野生生物の巣などに注意、空洞木等を残すものとする。沢沿いについては基本的に更新時植栽を行わず、天然林に戻すこととするが、沢の形状等状況に応じる（水辺林整備）。
- 5) 従来は人工林（スギ、ヒノキ）内の巡視が主であるが、境界周辺に天然雑木林がある際は、野生生物種の観察、監視を行い保護保全に努める。
- 6) 間伐作業実施等による、林地環境の変化など実施前と実施後比較調査→風害倒木、林分密度（下層植生の維持、動植物の動向等）

- 7) 各山林（入り口，目につきやすい箇所）に認証森林看板設置（希少動植物の保護保全，山火事注意，不法投棄禁止他）
- 8) モニタリングにおいてもレッドデータブックなどの情報を活用する。
- 9) 林道，治山施設など工作物の設置に際しては，小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝，横断溝，魚道など）を講ずるとともに，これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し，自然と融合する構造物とし，生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努める。（2-4-4）

2.2.2 森林管理

（ア）森林簿の維持

- ①森林簿は5年毎に更新する。更新に当っては，行政情報や施業や森林調査を通じて得た情報を用いる。
- ②森林調査方法は，10m x 10m 程度の毎木調査法，プロットレスサンプリング，目視，航空レーザ測量データ等による。

（イ）自然環境と調和した森林管理に関する事項森林管理の基本方針において，次の事項を規定し，配慮する。

- ①森林施業の実施に当たっては，当該地域の自然環境に適した方法の選択に努める。
- ②森林の健全性と活力の維持・増進において，天然力の活用に努める。

（ウ）天然林の人工林への転用下記による正当化可能な状況以外は，行わない。

- ①この規格で定める生態系，種，遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。
- ②地域森林計画，市町村森林整備計画，及び関連する生態系に関する保護・保全に関する法令等に反するものでないこと。
- ③原則，試験・研究以外では行わない。

（エ）保育計画に関する事項

- ①植栽の方法の選択においては，①土壌浸食の防止，②林地の保全，③植栽木の活着・成長に配慮して行う。
- ②病虫獣害においては，林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合，その森林の成長および生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講ずる。）

（オ）委託先との関係

- ①委託契約文書で SGEC 森林認証規格への適合義務を要求する。
- ②また，施業方針は当森林管理計画の適用を求める。条文案は次のとおり。

第 条 SGEC 森林認証への配慮

森林管理に係る委託業務においては，乙は，SGEC 森林認証の趣旨を理解するとともに，甲の定める SGEC 森林管理計画に沿って作業を執り行う。

（カ）病獣虫害防除

- ①森林害虫の駆除及び予防の方法森林病虫害等については，市町村と連携し，被害の未然防止，早期発見及び早期駆除に努める。
- ②鳥獣による森林被害対策の方法
- ③・鳥獣による森林被害については，その防止に向け，市町村と連携を図りつつ，森林被害の発生状況の把握に努めるとともに，周辺の森林所有者及び関係団体との連携を図る。
 - ・今後，被害の可能性のあるニホンジカの被害対策の実施において，協力を図る。野生鳥獣との共存に配慮した針広混交林の整備，野生鳥獣と地域住民の棲み分けを検討する。

（キ）森林火災対策

①緊急連絡網の共有

- ・森林火災を含め，災害発生時に備えた緊急連絡網を作成する。情報は随時必要に応じて更新する。
- ・緊急連絡網と関係行政機関をもって，消防体制とする。

②消防訓練・火災予防計画

- ・緊急連絡網を随時確認する。
- ・冬季など森林火災のリスクが高くなる時期については，管理する山林とともに，周辺の山林の状況についても，より注意を喚起することとする。

- ・管理山林の山火事防止などの関連看板等を施業を通じて確認し、維持する。
- ・地域の消防活動と随時情報共有や連携を図る。
- ・施業現場の地形、谷川・湖沼の有無、電話・無線の通信状況などを事前に把握する。
- ・風向きや警報・注意報など、気象情報に留意する。
- ・消火資機材を備え置く。
- ・燃料・オイル類は法令に基づき正しく取扱う。
- ・火災発生時は施業履歴に、規模・原因・発生前後の対応・その後の措置（造林等）について記録する。

(ク) 認証生産物の普及と分別・管理

- ① 認証材普及に向けた取組みを展開する。
- ② 認証材からの丸太は、非認証材とは積を分別し、記録文書においても認証材であることをマーキング等により明記し分別する。
- ③ CoC 取得済みの製材工場等の管理事業体との連携を積極的に図る。
- ④ 認証材は本演習林内の建築物や諸施設等で積極的に活用するとともに、鹿児島大学のキャンパス内においても普及・活用をはかる。

(ケ) CO2排出量ゼロへ向けた取組

地球温暖化を最小限に食い止めるため、2050年までにCO2実質排出量をゼロにするための世界的取組、国内での取組、鹿児島大学の取組等に呼応し、それらに先がけて、本演習林ではいち早くCO2実質排出量ゼロを目指して以下のような取組を行う。

- ① 適切な人工林管理と林産物利用によるCO2固定。
- ② 太陽光、風力、バイオマス等の自然エネルギーの積極的活用による演習林事務所・宿舎のエネルギー自給。
- ③ 林内使用の自動車、林業機械類等の電化を可能な限り進め、化石燃料の使用量を極力減らす。

(コ) その他

- ① 非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定める。また効率的利用に努める。
- ② 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努める。
- ③ 天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努める。

2.2.3 教育・研修

- 1) 教育・研修の方針素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に努めることとする。
- 2) 教育・研修の方法森林管理に関係する団体の研修制度、OJTなどを通じて、適宜実施する。実施した内容は、日付、参加者、内容を記録する。委託先にも教育・研修を行う。
- 3) 教育・研修の内容
 - (ア) 生物多様性保全管理計画の生物多様性に配慮した施業指針を徹底する。(委託先含む)
 - (イ) 労働安全当管理計画の労働災害防止規程を徹底する。(委託先含む)

2.2.4 モニタリングと情報公開

本管理計画の実行状況とその影響を把握し、評価するためのモニタリングを行い、問題がある場合は適正に対応する。「生物多様性に配慮した施業指針」における保護・保全に努めるため、専門家の助言を求め、適切な保護・保全対策に努めるとともに、第三者機関のモニタリング行為には協力する。

モニタリングの情報は、施業に伴う観察、森林調査結果なども含めて、蓄積する。

1) モニタリングの目的

- (ア) 現地踏査により、計画された作業の実行情况及び環境の影響を総合的に評価する。
- (イ) チェックの結果は、計画の達成度と影響の観点から評価を行い、改善点の検討を行う。

2) モニタリングの方法

(ア) モニタリングの対象と頻度 計画されている作業の前後、又はある箇所について定点・定期に行う。

(イ) モニタリング項目

①場所・記録日・実施者・実施期間

②計画：

1. 作業の種類：主伐・間伐・保育・路網整備

2. 作業の規模：面積 (ha)・延長 (m)

③作業状況：計画の達成率、計画変更有無と理由、施業履歴への記録

④環境影響

1. 生物多様性保全：希少種等の存在

2. 水土保持：土壌浸食、地表のかく乱、崩壊

3. 森林生態系の生産力及び健全性の維持：森林病虫獣害、気象害（凍害、雪害等）、自然発火火災を含む火災

4. 森林施業の影響等（非木材生産物を含む。）

⑤その他：保険への加入

(ウ) モニタリング情報の記録

モニタリング情報の記録は5.1モニタリング・チェックリスト記録の様式を使用する。作業、森林被害、保険の加入状況については、施業履歴に記録する。

(エ) 森林生態系多様性基礎調査データの活用

上記モニタリングの実施と併せ、林野庁の森林生態系多様性基礎調査データを活用する。

出典：<http://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/>

3) 情報公開

(ア) 周辺住民に対しては、観察等の活動の場所として森林を公開する。

(イ) 今後、一般市民から情報公開の求めなどあれば、モニタリング情報の提供について積極的に協力することを検討する。

2.2.5 水土保持及び環境配慮

(ア) 林道、橋梁等の整備及びその他作業における水土保持の配慮

環境に係る基本方針等において、次の事項への配慮を行う。

①裸地土壌の露出を最小化する。

②土壌の水流への流出を避ける。

③流水路や河床の流路の保全に努める。また、適切な道路排水溝を設置・維持する。

(ウ) 化学物質の取り扱いに係る環境配慮事項

次の事項を遵守する。

①森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への廃棄は厳格に回避するとともに、可能な限り生分解性オイルを使用する。

②機械のエンジンはこまめに止め、環境に配慮する。

③非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法で行う。

④肥料使用においては、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行う。

⑤薬剤を使用する場合には、環境への影響を考慮し、適切な使用に努める。

⑥毒劇物の薬剤は毒物及び劇物取締法に従い、鍵のついた薬品庫に保管する。また、普通物の薬剤についても厳重に保管する。

(オイル・燃料の管理指針)

・作業現場で燃料等の油類が漏出した場合、水資源をはじめ土壌、生物生態系等への影響は大きいことから、オイル・燃料等の油類の取扱・保管は慎重に行う。

- ・オイルや燃料は用途にあった適正なものを使用することとし、可能な限り環境負荷の少ない植物性や生分解性オイル等を使用する。
- ・作業現場においては、専用の容器を使用し、保管は作業を実施期間内とすることとし、保管場所付近では火気を使用しない。
- ・チェーンソーや刈払機等に給油する場合は、必ずエンジンを止め、オイルの漏出に注意し、燃料キャップの閉め忘れが無いことを確認する。火気には十分注意する。
- ・使用後の空き缶等は必ず持ち帰り、市が定める処理方法を遵守する。
- ・オイル等を廃棄する際は、行政機関の定める処理方法を遵守する。
- ・関係法令を遵守する。

(林業薬剤使用の管理指針)

- ・林業薬剤は極力使用しないこととするが、病虫害被害のまん延可能性のある場合や獣害がある場合には最小限の林業薬剤を使用し、生態系や周囲住民への影響に配慮した作業を実施する。
- ・薬剤は、その性質、特徴などを十分認識したうえで取扱う。
- ・WHOのタイプ1Aおよび1Bの殺虫剤は、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、使用を禁止する。
- ・薬剤の使用に当たっては、行政機関の指導を受け、職員、協力事業体に対し適切な管理及び使用方法について安全教育を徹底する。
- ・薬剤の使用に当たっては、周囲の土地利用状況を把握し、飲用水道、農業・漁業・その他事業に影響を及ぼさないようにする。
- ・林業薬剤の保管・管理については、関係法令を遵守し、薬剤が残った場合は、所定の場所に保管し、薬剤の漏出、流出、滲出を防止する。
- ・林業薬剤を廃棄する場合は、行政機関が定める処理方法を遵守すること。
- ・森林病虫害等防除法、農薬取締法などの関係法令を遵守すること。

2.2.6 法令関係

- (ア) 林内の違法行為の注意喚起森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努める。
- (イ) 苦情処理森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに法等に基づく公正な解決を図るための手順を次のとおり定める。苦情処理の結果については、審査の際に報告する。
- ①苦情の申し立て者に対し該当の苦情を受理したことを伝える。
 - ②苦情情報を受理した者は、速やかに演習林長に苦情情報を「苦情処理の記録簿」にまとめて伝達する。※苦情処理の記録簿は5.2記録様式を使用
 - ③苦情の評価とその妥当性確認に必要なすべての情報を収集、検証し、その苦情への対応を決める。演習林のみで判断できない内容については、農学部および事務局へ相談する。
 - ④該当の苦情への対応及びそのプロセスに関する決定を正式に申し立て者に伝える。
 - ⑤是正、予防措置については「苦情処理の記録簿」(5 記録様式)に記録する。適切な是正、予防措置を確実に行う。
- (ウ) ILO基本条約に関連する事項ILO基本条約については、下記のとおりであり、日本国が未批准のILO条約第105号及びILO条約第111号については、これに代わる労働基準法及びその他の国内法を遵守する。

ILO 基本条約と日本の批准状況

ILO 基本条約	日本批准 (●)
第29号 強制労働条約 (1930年)	●
第87号 結社の自由及び団結権保護条約 (1948年)	●
第98号 団結権及び団体交渉権条約 (1949年)	●
第100号 同一報酬条約 (1951年)	●
第105号 強制労働廃止条約 (1957年)	
第111号 差別待遇 (雇用及び職業) 条約 (1958年)	
第138号 最低年齢条約 (1973年)	●
第182号 最悪の形態の児童労働条約 (1999年)	●

出典：国際労働機関 <http://www.ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm>

2.2.7 地域社会との関係

森林管理の基本方針においては、次の事項について配慮する。

- (ア) 森林の管理は、本演習林の周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものとする。
- (イ) 里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重する。
- (ウ) 森林管理にあたっては、本演習林の利害関係者、学外利用者、関係行政機関等の意見を聴くものとする。また、必要に応じて、市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について、垂水市の関連部署から聴取する。関係者への森林認証に係る説明については、日常の業務を通じて行う。
- (エ) 地域経済の振興については、次の事項に努める。
 - ①木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産品は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努める。
 - ②認証林産物を生産現場や加工・流過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努める。また、COC 認証事業者との提携等により、認証林産物の普及や有効活用に努める。
 - ③市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努める。
 - ④林道、作業道等は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備および維持する。
 - ⑤林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行う。
- (オ) レクリエーションを目的とした森林の一般公開は、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供する。
- (カ) 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、大学演習林として持続的な森林管理等に係る研究活動、データの収集に積極的に取り組むこととする。
- (キ) 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努める。

※3以降の規定および法令などは省略

参考資料② 定期審査項目（1年目）

SGEC FM 認証定期審査

SGEC FM 認証定期審査に係る資料等について

I 認証審査の準備

(1) SGEC 規格改正に伴う森林管理計画等の改訂

改正規格を基に「SGEC 規正文書3の運用ガイドライン」による自己評価シートの作成

II 審査対象となる文書

(1) SGEC 森林管理計画について、

- 新規格による SGEC 森林管理計画書の改訂
 - 最高経営者によるコミットメント
 - モニタリング
 - 内部監査等
- 森林経営計画書
- 森林簿, 森林計画図
- 研修・教育の実施状況
- 事業実績
 - ・ モニタリング・チェックリスト
 - ・ 事業実績
 - ・ 伐採及び伐採後の造林届
 - ・ 納品書（認証材）伝票類

(2) 森林管理の実施状況

実績については昨年の報告書をベースに次のような表が確認できるようあらかじめ資料をご準備ください。実績がわかれば 表の書式にはこだわりません。

計画量に対する実績表

年 度	事 項	伐採面積及び材積						更新面積 (ha)	保育面積 (ha)
		主伐		間伐		合計			
		面積 (ha)	材積 (m3)	面積 (ha)	材積 (m3)	面積 (ha)	材積 (m3)		
2017年度	計画量 (A)	5.00	1,250	27.88	2,935	32.88	4,185	5.00	14.50
	実績量 (B)	1.48	641	7.62	911	9.10	1,552	1.43	47.13
	差異 (B-A)	-3.52	-609	-20.26	-2,024	-23.78	-2,633	-3.57	32.63
	対比 B/A (%)	30	51	27	31	28	37	29	325
2018年度	計画量 (A)	3.80	950	33.37	3,412	37.17	4,362	3.80	23.29
	実績量 (B)	1.13	848	14.63	1,907	15.76	2,755	0.94	19.46
	差異 (B-A)	-2.67	-102	-18.74	-1,505	-21.41	-1,607	-2.86	-3.83
	対比 B/A (%)	30	89	44	56	42	63	25	84
2019年度	計画量 (A)	5.06	1,266	33.43	3,974	38.49	5,240	5.06	16.12
	実績量 (B)	0.99	545	2.93	990	3.92	1,535	1.11	28.34
	差異 (B-A)	-4.07	-721	-30.5	-2,984	-34.57	-3,705	-3.95	12.22
	対比 B/A (%)	20	43	9	25	10	29	22	176
2020年度	計画量 (A)	3.54	885	19.91	1,033	23.45	3,355	3.54	25.29
	実績量 (B)	1.41	1,110	13.26	1,554	14.67	2,664	1.41	20.87
	差異 (B-A)	-2.13	225	-6.65	521	-8.78	-691	-2.13	-4.42
	対比 B/A (%)	40	125	67	150	62	79	40	83
2021年度	計画量 (A)	1.97	714	26.63	1,258	28.60	1,972	1.97	21.64
	実績量 (B)	1.97	1,033	13.39	2,418	15.36	3,451	1.81	15.54
	差異 (B-A)	0	319	-13.24	1,160	-13.24	1,479	-0.16	-6.1
	対比 B/A (%)	100	145	50	192	54	175	92	72
合 計	計画量 (A)	19.37	5,065	141.22	12,612	160.59	19,114	19.37	100.84
	実績量 (B)	6.98	4,177	51.83	7,780	58.81	11,957	6.70	131.34
	差異 (B-A)	-12.39	-888	-89.39	-4,832	-101.78	-7,157	-12.67	30.50
	対比 B/A (%)	36	82	37	62	37	63	35	130

※材積の数値：計画量は立木材積，実績材積は丸太材積

施業の実施状況

区分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	合計
主伐 (ha)	1.48	1.13	0.99	1.41	1.97	6.98
保育間伐 (ha)	35.12	8.79	14.93	12.92	0.00	71.76
利用間伐 (ha)	7.62	14.63	2.93	13.26	13.39	51.83
間伐合計 (ha)	42.74	23.42	17.86	26.18	13.39	123.59
素材生産量 (m ³)	1,164.987	2,066.241	1,150.976	1,998.247	2,589.185	8,969.636
植栽 (ha)	1.43	0.94	1.11	1.41	1.81	6.70
下刈 (ha)	12.01	10.55	8.71	7.95	9.81	49.03
枝打ち (ha)	0.00	0.00	0.77	0.00	0.68	1.45
林業専用道 (m)	0	0	0	0	0	0
作業道 (m)	810	1,455	1,100	2,850	4,062	10,277

100% SGEC 認証生産物として出荷した出荷先及び量

年度	認証取得者名	認証番号	樹種・丸太材積 (m ³)
2020			
2021			

2 現地審査

(1) 下記のような状況を適宜確認できる森林をあらかじめ箇所付けしていただき，当日ご案内をお願いします。

3か所程度 施業が行われたところを中心に選定願います。

①森林の状況：樹種，林分，樹齢，林床植物，保護樹帯の状況等

-
- ②林道，作業道の状況
 - ③主伐，間伐，保育等の実施状況
 - ④丸太の販売状況
 - ⑤直，請負生産箇所
 - ⑥森林被害の状況：獣害（シカ，クマ等）病虫害
 - ⑦溪流等の状況
 - ⑧標識の設置状況
 - ⑨安全管理の状況
 - ⑩モニタリングの実施状況

参考資料③ FM 別添1「新旧規格ガイドライン対比表_202205」

〈新規格〉 SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3の運用ガイドライン	〈旧規格〉 SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
SGEC 規準文書 3 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン <u>森林所有者及び同管理者は、本規格（SGEC 基準文書3:2021「持続可能な森林管理－要求事項」の運用に当たり、本付属書に準拠した森林管理計画を策定し、当該森林の自然的、社会的立地に即し、法令を遵守した持続可能で効果的かつ安全な森林管理を行わなければならない。</u>	
0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定	基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
0.1 森林認証を申請する者は、当該森林の管理を行う法的権利と能力を有するなどその管理者としての適格性を有し、当該森林の管理計画を策定し、その経営と実行及び改善に係る方針を備えていなければならない。	1-1 土地、森林資源などの所有者・管理者が明確で、申請者が当該森林の管理を行う法的権利と能力を備えており、その経営方針と実行・改善方針を備えていなければならない。
0.1.1 森林所有者若しくは地上権者が登載された登記簿謄本、当該森林に係る森林簿等及び森林管理計画書・付属図が備えられおり、同付属図上でランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。	1-1-1 森林所有者、地上権者が登載された登記簿謄本、森林簿、森林経営計画またはそれに準じる森林管理計画（以下、森林管理計画等）の計画書・計画図があり、ランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。
0.1.2 森林所有者若しくは地上権者と当該森林の管理者とが異なる場合には、受託管理契約若しくは経営管理権又は経営管理実施権等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証の申請者が当該森林を管理する者として明確に確認できなければならない。	1-1-2 森林所有者、地上権者と当該森林の管理者が異なる場合は、受託管理契約等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証への参加が確認できなければならない。
注意書：グループ森林管理の場合には、当該加盟者（構成員）の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、SGEC 規準文書3-1 に規定するグループ森林管理に関する要求事項を満たしていなければならない。	1-1-3 グループ森林管理認証の場合は、当該構成員（加盟者）の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、グループ森林管理認証に関する要求事項を満たしていなければならない。
0.2 当該森林の所在場所別の面積並びに人工林・天然林別面積、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林簿等が常備されていない。	1-2 対象森林の所在場所別面積、人工林、天然林別、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林調査簿類が常備されていない。
0.2.1 具体的には、当該森林に係る森林簿又は森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、5年ごとに森林調査が実施され、更新されていない。	1-2-1 森林簿または森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、これらが5年おきの森林調査で更新されなければならない。
0.3 当該森林の位置が現地及び図面上で明瞭でなければならない。	1-3 対象森林の位置が、現地及び図面上で明瞭であること。
0.3.1 具体的には、当該森林の所在が地番等で確認できる「5,000分の1」の図面若しくは同程度の図面が常備され、同図面上でランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。	1-3-1 対象森林の所在が地番等で確認できる五千分の一程度の図面が常備され、そのうちランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>0.4 「緑の循環」に関する目標と管理の方針が明示された本規格に基づく森林管理計画が、5年を1期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする計画として樹立され、当該計画で規定された森林管理が長期にわたって遵守されることを最高経営者（トップマネジメント）によって保証されなければならない。<u>この場合、「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合には、これを遵守し、アイヌの文化の振興等が図られるよう努めなければならない。</u></p> <p>0.4.1 森林管理計画書は常備されており、同計画に基づく森林管理の実施状況は現地で確認できなければならない。特に、森林管理の基本方針は、同計画において森林施業の実施に関する長期方針として確認され、現地で検証できなければならない。なお、森林管理の実施記録については、現地確認のうえ本規格に対する適合性を証明する資料として保管されなければならない。 <u>注意書：森林管理計画と森林計画制度との関連について、森林管理計画は、森林法第5条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画の遵守を前提に、SGEC 認証規格が求める「持続可能な森林管理－要求事項」への適合性が求められる。</u></p> <p>0.4.2 前項の森林施業に係る基本方針に係る森林施業には、本規格の要求事項に適合した個々の森林の管理目的を明確に規定し、これを実現するために当該森林の特性に応じた目標とする森林構成とそれに至る方法が整合的に明示されなければならない。</p>	<p>1-4 5年を1期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする森林経営計画又は市町村森林整備計画等を遵守する森林管理計画（以下〈森林管理計画等〉と云う。）が樹立され、持続可能な森林の管理・経営に関する基本方針が策定されなければならない。</p> <p>1-4-1 森林管理計画等で管理されている森林は、当該森林管理計画書等を常備しており、その実施状況を現地で確認できなければならない。森林管理の基本方針は、計画事項の森林施業の実施に関する長期の方針等により確認されなければならない。また、森林管理の実施状況については現地で確認でき、森林管理認証規格に対する適合性を証明する記録として保管されなければならない。</p> <p>1-4-2 SGEC の基準・指標に適合する森林施業を長期にわたり遵守することを最高経営者が保証するとともに、森林管理計画等は、個々の森林の管理目的が明確であり、管理目的とその森林の特性に応じた目標森林の構成とそれに至る方法とが整合がとれたかたちで明示されなければならない。</p> <p>1-4-3 環境影響に配慮した管理の基本方針が示されなければならない。</p>
<p>0.5 森林管理計画に基づく森林管理を実行することが可能な経営と管理体制を保持していなければならない。</p> <p>0.5.1 森林管理計画を実行するうえで必要な森林管理体制と実行組織が適切に配備され、担当者の役割や責任及び権限が明確にされていないなければならない。</p> <p>0.5.2 森林所有者若しくは管理者は、当該森林の経営について継続的改善に努めなければならない。</p>	<p>1-5 森林管理計画等に即した森林管理を実行しうる管理体制と経営が行われていなければならない。</p> <p>1-5-1 森林管理体制と実行組織が森林管理計画等を実行するうえで適切に配置され、担当者の役割や責任、権限が明確でなければならない。</p> <p>1-5-2 森林所有者及び管理受託者は、経営内容の継続的改善に努めなければならない。</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献</p> <p>1.1 緑の循環資源として、非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り地域経済の振興に努めなければならない。<u>「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合は、これに基づき、アイヌ文化の振興等</u>はもとより、関連する産業の振興に資するよう努めなければならない。</p> <p>1.1.1 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を COC 企業等と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。</p> <p>1.1.2 認証林産物を生産現場や加工・流過程において的確に管理し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。</p> <p>1.1.3 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。</p>	<p>基準 6 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与</p> <p>6-1 緑の循環資源として、非木材系を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り、雇用の拡大・地域経済の振興に努めなければならない。</p> <p>6-1-2 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用を CoC 管理事業体と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。</p> <p>6-1-3 認証林産物を生産現場や加工・流過程において非認証林産物と混同しないよう分別・表示し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。</p> <p>6-1-6 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。</p>
<p>1.2 対象森林の管理・整備・利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として、気候変動の緩和と適応に貢献できるよう努めなければならない。</p> <p>1.2.1 二酸化炭素固定機能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。</p> <p>1.2.2 森林管理に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。</p>	<p>6-5 対象森林の管理・整備・利用が、地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として貢献できるよう努めなければならない。</p> <p>6-5-1 二酸化炭素固定機能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、また林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。</p> <p>6-5-2 森林の管理・整備に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。</p>
<p>1.3 供給サービスとともに調整サービスや文化的サービス、<u>基盤サービス等の生態系サービス（用語の定義3.6）</u>の増進に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていなければならない。</p> <p>1.3.1 森林管理計画において、<u>災害リスクや森林レクリエーション・景観維持改善等</u>に対応したゾーニングを行い、該当地域においては可能な限り災害防止や景観保全、快適性向上の観点から望ましい施設の設置や、森林配置及びその施業に努めなければならない。</p> <p>1.3.2 森林法や自然公園法などの法令による制度や、市町村森林整備計画などの法令に基づく公的計画で国土・景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林は、その基準・規範に適合していなければならない。</p> <p>1.3.3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されているか、若しくは計画されていないなければならない。</p> <p>1.3.4 レクリエーション等を目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重したうえで、適切に促進しなければならない。</p>	<p>6-3 森林レクリエーションや景観の維持等に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていなければならない</p> <p>6-3-1 森林管理計画等において森林レクリエーション・景観維持改善等のためのゾーニングを行い、該当地域においては可能な限り景観維持改善、快適性向上等の観点から望ましい施設設置、森林配置、森林施業に努めなければならない。</p> <p>6-3-2 市町村森林整備計画等の公的計画・制度で景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林については、その基準・規範に適合していなければならない。</p> <p>6-3-3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されている、若しくは計画されていないなければならない。</p> <p>6-3-4 レクリエーションを目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重した上で、適切に提供しなければならない。</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>14 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていないと見なされる。日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあっては、儀式の場所等アイヌの文化的、伝統・観光の価値を有する場所は、保護されなければならない。</p> <p>1.4.1 森林管理計画には、文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡や地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林や巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林が明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。</p> <p>1.4.2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でない場合であっても、地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされなければならない。それらの森林については、展示林、見本林等として、社会一般の便益に供し、その普及啓発に努めなければならない。</p>	<p>6.4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていないと見なされる。</p> <p>6-4-1 森林管理計画等に文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡、地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林、地域住民に親しまれている巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林などが明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。</p> <p>6-4-2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でなくても、森林施業について地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされていないと見なされる。それらの森林については、展示林、見本林等として社会一般の便益に積極的に供し、その PR に努めなければならない。</p>
<p>1.5 森林レクリエーション等市民が自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育及び安全などへの指導や対策が適切に実施されなければならない。「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合にあっては、これに基づき、森林に関連するアイヌ文化や伝統に係る観光の振興に資するよう努めなければならない。</p> <p>1.5.1 森林レクリエーション等の市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努め、入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。相当規模の組織（森林管理者等）にあっては、独自の森林・環境教育プログラムを策定し、入山者に対して環境教育施設を設置するか、若しくはその設置計画を策定しなければならない。</p> <p>1.5.2 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りについて啓発がなされ、また、廃棄物については、森林外の適切な場所で処理されなければならない。</p> <p>1.6 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用を努めなければならない。</p>	<p>6-2 森林レクリエーション等市民が自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育、安全などへの指導及び対策が整備されていないと見なされる。</p> <p>6-2-1 森林レクリエーション等市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努めなければならない。相当規模の森林経営体においては、独自の森林・環境教育プログラムを策定しており、入山者に対しては説明板など環境教育施設を設置するか、若しくは、設置の計画を策定しなければならない。入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。</p> <p>6-2-2 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りの啓発がなされるとともに、廃棄物が出た場合には、森林外の適切な場所で処理されなければならない。</p> <p>6-7 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用を努めることとする。</p>

〈新規格〉 SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン	〈旧規格〉 SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
<p>2. 森林生態系の健全性と活力の維持</p> <p>2.1 管理者は、森林資源調査等に基づいた管理計画の策定と実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切に実行する体制が整備されなければならない。</p> <p>2.1.1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう管理計画の策定と実行に努めなければならない。</p> <p>2.1.2 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等の自然的立地に即応した伐採・更新方法及び更新樹種の選択（諸被害に対する抵抗性育苗等の活用）に努め、自然災害に対する強靱性及び適応力の強化と当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。</p> <p>2.1.3 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、齢級構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。</p> <p>2.2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。伐採に当たっては、大面積皆伐は避け、<u>森林立地に即した伐区の形状、面積規模とし、その分散を図るとともに、必要な箇所では、非皆伐施業を行わなければならない。また、非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていなければならない。</u></p> <p>2.2.1 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保全、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成され、可能な箇所では非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型の林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入も考慮されなければならない。</p> <p>2.2.2 森林管理計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画をそれぞれ遵守して策定し、当該計画に基づき森林管理を実施しなければならない。</p>	<p>基準 4 森林生態系の生産力及び健全性の維持</p> <p>4-1 森林管理者は、森林資源調査等に基づいた5カ年森林管理計画等の策定並びにその実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切な実行する体制が整備されなければならない。</p> <p>4-1-1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう森林管理計画の策定と実行に努めなければならない。</p> <p>4-1-2 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等の自然的立地に即応した伐採方法、更新方法及び更新樹種（諸被害に対する抵抗性育苗等の活用）の選択に努め、当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。</p> <p>4-1-3 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、齢級構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。</p> <p>4-2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。大面積皆伐は避け、必要な箇所では、非皆伐施業を行わなければならない。また非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていなければならない。</p> <p>4-2-1 伐採の計画が、その森林の管理目的及び資源構成に照らして適切かつ実行可能であり、伐採箇所、箇所毎の伐採方法、伐採率、伐採面積・材積、伐採予定時期を含む収穫予定表が明示されなければならない。</p> <p>4-2-2 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保全、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成されており、可能な箇所では、非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型を呈している林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入について考慮されなければならない。</p> <p>4-2-3 森林経営計画認定森林の場合には、認定された森林経営計画に即した伐採計画にしたがって実行しなければならない。それ以外の森林の場合には、地域森林計画・市町村森林整備計画の基準に準じて実施しなければならない。</p>

<p>(新規格)</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>(旧規格)</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>2.3 伐採後は関係法令に基づき確実に更新されていなければならない。伐採跡地の人工造林は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。 <u>注意書：更新期間について、森林法で定める保安林の指定施業要件においては、人工造林（植林）に係る期間は同政令において「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。」と定められている。また、保安林以外の森林については、「昭和 37 年 7 月 1 日農林省告示第 851 号」において、人工造林の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、天然更新の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間」と定められている。</u></p> <p>2.3.1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画を遵守して設定されなければならない。</p> <p>2.3.2 更新方法、樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成され、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。</p> <p>2.3.3 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、現地適応化について検証したうえで生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。</p> <p>2.3.4 人工植栽にあつては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。</p>	<p>4-3 伐採後は計画期間内に確実に更新されていなければならない。伐採跡地などの人工更新は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。</p> <p>4-3-1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画に準じて設定されなければならない。</p> <p>4-3-2 更新方法、更新樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成されており、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。</p> <p>4-3-3 人工更新の場合の樹種の選択は、水資源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。</p> <p>4-3-4 人工植栽にあつては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植しなければならない。大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。</p>
<p>2.4 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）については、地域の特性を考慮し適切な森林管理計画を樹立し、的確な更新施業を行わなければならない。</p> <p>2.4.1 森林管理計画における天然林に関する記述内容が、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画に照らしてそれぞれ適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。伐採・更新に当たっては、伐採方法、同面積、予定時期を含む予定表が作られなければならない。</p> <p>2.4.2 天然林の施業に当たっては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返し期間などの技術指針が策定されなければならない。また、伐採後の更新が適切に行われるよう林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。</p> <p>2.4.3 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。</p>	<p>4-4 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）についても地域の特性を考慮し適切な森林管理計画等が樹立され、的確な更新施業が行われていなければならない。</p> <p>4-4-1 森林管理計画等における天然林に関する記述内容が、地域森林計画及び市町村森林整備計画に照らして適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。伐採・更新に当たっては、伐採方法、数量、予定時期を含む予定表が作られなければならない。</p> <p>4-4-2 天然林の施業に当たっては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返し期間などの技術指針が策定されなければならない。また伐採後の更新が適切に行われるよう、林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。</p> <p>4-8-5 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。</p>

〈新規格〉 SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン	〈旧規格〉 SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
2.5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じた施業が適切に行われていなければならない。	4-5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じて適切に行われていなければならない。
2.5.1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていないと認められる。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を残すよう努めなければならない。	4-5-1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていないと認められる。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を適度に残すよう努めなければならない。
2.5.2 最近の 5 年ないし 10 年における保育の実行状況が確認でき、今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。	4-5-2 最近 5 年ないし 10 年における保育の実行状況が確認でき、かつ今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。
2.5.3 林内に野生動物が相当数生息し、獣害の恐れのある場合、その森林の生長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また、林内放牧がなされている場合についても、適切な防護手段を講じなければならない。	4-5-3 林内に野生動物が相当数生息し獣害の恐れのある場合、その森林の成長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手段を講じなければならない。また、林内放牧がなされている場合についても、適切な防護手段を講じなければならない。
2.6 目標林型への誘導に必要な間伐等の施業管理が適切に計画され、的確に実行されなければならない。	4-6 目標林型への誘導に必要な間伐が適切に計画され、間伐が的確に実行されなければならない。
2.6.1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分間に間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていないと認められる。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていないと認められる。	4-6-1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分間に間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていないと認められる。また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていないと認められる。
2.6.2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていないと認められる。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木、樹洞木等を適度に残すよう努めなければならない。	4-6-2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていないと認められる。なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木（空洞のある木）等を適度に残すよう努めなければならない。
2.6.3 最近の 5 年ないしは 10 年における間伐等の施業実行状況が記録され、間伐等の施業実行状況が林齢、林分の立木密度の現況等に照らし、適切に行わなければならない。	4-6-3 最近 5 年ないしは 10 年における間伐の実行状況が記録されており、また、間伐実行状況からみて、間伐は、林齢、林分の立木密度の現況等に照らし適切に行わなければならない。
2.7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを遵守し、かつ必要最小限の用途にとどめ、人の健康や環境への悪影響がないように努めなければならない。	4-7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを順守し、かつ必要最小限の用途にとどめなければならない。
2.7.1 森林管理計画における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害防除法の都道府県防除実施基準、及び鳥獣保護管理法の鳥獣保護管理事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保全の維持・保全にとって適切でなければならない。	4-7-1 森林管理計画等における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害防除法、及び鳥獣保護法の鳥獣保護事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保全の維持・保全にとって適切でなければならない。
2.7.2 対象森林及び周辺森林での最近の 5 年ないしは 10 年における森林病虫害獣害の発生状況と講じた対処措置が確認できなければならない。	4-7-2 対象森林及び周辺森林での最近 5 年ないしは 10 年における森林病虫害獣害の発生状況と、講じた対処措置が確認できなければならない。
2.7.3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。但し、WHO のタイプ 1A 及び 1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、他に利用可能な代替薬剤がない場合の例外使用薬剤については別途付属書 4 に定める。	4-7-3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。但し、WHO のタイプ 1A および 1B の殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、付属書 3-2 において他に利用可能な代替薬剤がない場合の薬剤を例外使用薬剤として定める。

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>2.8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への総合的災害リスク管理方策が策定されていなければならない。なお、火入れを行う場合は、森林法第 21 条に基づき関係市町村長の許可を受けたうえで適切に実施しなければならない。</p> <p>2.8.1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。</p> <p>2.8.2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。</p> <p>2.8.3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。</p>	<p>4-8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への対処が図られていなければならない。なお、火入れを行う場合は、森林法 21 条に基づき関係市町村長の許可を受けた上で適切に実施しなければならない。</p> <p>4-8-1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。</p> <p>4-8-2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。</p> <p>4-8-3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。</p>
<p>3. 森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）</p> <p>3.1 木材・非木質林産物と生態系サービスを生み出す森林生産機能を持続可能なベースで維持し、森林資源の循環利用を促進する</p> <p>3.1.1 森林の状況や地域条件に対応した供給サービスとともに調整サービス、文化的サービス、基盤サービスなどの生態系から得られる恩恵を活用し、森林資源の循環利用と地域振興に貢献しなければならない。</p> <p>3.1.2 緑の循環資源として、森林生態系と非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、SGEC/PEFC 認証取得者と連携し、地域経済の振興に努めなければならない。</p> <p>3.2 林産物やサービス機能のすべてに係る新規市場や経済活動は、その可能性を考慮し、健全な経済的成果を追求しなければならない。</p> <p>3.2.1 木材や非木材系の林産物の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産物は、貴重な地域資源として、効率的に利用されるように努めなければならない。</p> <p>3.2.2 森林管理者は、能力に応じて資源利用効率の向上と地域及び地球環境に配慮した技術の導入と拡大に取り組み、森林資源の持続的利用とバイオマス・自然エネルギーの活用に努めなければならない。</p> <p>3.3 森林の管理、収穫及び更新施業の実践は、土壌や保残立木、樹木などの損傷を避け、その場所の森林生態系の生産能力を減少させない時期や方法で実践しなければならない。</p> <p>3.4 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画等で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を勘案し、関連する施策や助成制度の活用に努め、収穫された林産物を最適に利用し、地域振興に貢献しなければならない。</p> <p>3.4.1 森林所有者/管理者は、SGEC/PEFC 認証取得者や行政組織と連携し、森林産物の生産、流通加工と消費、廃棄の循環に配慮した国産材・地域材の活用を推進し、収穫された林産物の最適利用に努めなければならない。</p>	<p>6-1-1 木材や非木材系の林産物の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。また、収穫された林産物は、貴重な資源であり、効率的に利用されるように努めなければならない。</p> <p>6-7 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材等生産機能森林及び公益的機能別森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度を活用に努めることとする。 (再掲)</p>

〈新規格〉 SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン	〈旧規格〉 SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
<p>3.5 森林管理に当たっては、環境への悪影響を最小限に抑え、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために道路、搬出路、橋などのインフラを適切に計画して敷設し、維持しなければならない。</p> <p>3.5.1 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない <u>注意書：SGEC 認証森林内の施設整備のための用地は、森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされ、同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は、持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義される。林道・作業道等の林内施設は、持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施されている限りは、森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であり、持続可能な森林管理の実現を阻害するものではない。(付属書3 参照)</u></p> <p>3.5.2 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。</p>	<p>6-1-4 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない。</p> <p>6-1-5 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。</p>
<p>4. 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進</p> <p>4-1 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資することを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。</p> <p>4.1.1 森林管理計画には、生物多様性に関する次の内容を含まなければならない。</p> <p>a) 対象地の特性を踏まえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針 b) 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画 c) いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針</p>	<p>基準 2 生物多様性の保全</p> <p>2-1 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資することを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。</p> <p>2-1-1 森林管理計画等には、生物多様性に関して次の内容を含まなければならない。</p> <p>a. 対象地の特性を踏まえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針 b. 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画 c. いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>4.1.2 原生林又はそれに近い天然林がある場合は、これを維持・保全するための管理指針に基づき厳正に管理し、周辺のバッファゾーンの管理指針を策定しなければならない。</p> <p>4.1.3 原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転用してはならない。 a) 本規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らして、その影響が無視できる範囲のものであること。 b) 自然環境保全法及び自然公園法等の生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。</p> <p>4.1.4 林地の転用に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未滿は5ha以内）とし、原生林については前項の規定に基づくほか、本規格の8.4基準4:2021「森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進」及び8.6基準6「森林の社会経済的機能の維持及びその適切な増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林、森林計画、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等の法令に基づき適切に実施しなければならない。なお、林地の転用については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。</p> <p>4.1.5 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本規格に定める要求事項を満たさず、認証には不適合となるものとして、取り扱わなければならない。</p> <p>4.1.6 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的又は文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。</p>	<p>2-1-2 原生林又はそれに近い天然林がある場合は、これを維持・保全するための管理指針に基づいて厳正に管理し、周辺のバッファゾーンについても管理指針を策定しなければならない。</p> <p>2-1-3 原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転用してはならない。 a この規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らしてその影響が無視できる範囲のものであること。 b 自然環境保全法及び自然公園法ほか生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと。</p> <p>2-1-4 林地の転用に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未滿は5HA以内）とし、原生林については前項の規定に基づくほか、この規格の基準2「生物多様性の保全」及び基準6「社会経済的便益等の維持・増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林制度、森林計画制度、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等諸法令に基づき適切に実施しなければならない。なお、林地の転用については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。</p> <p>2-1-5 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本規格に定める要求事項を満たさず、認証には不適合となるものとして取り扱わなければならない。</p> <p>4-8-4 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的または文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。</p>
<p>4.2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。</p> <p>4.2.1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。</p> <p>4.2.2 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。</p>	<p>2-2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。</p> <p>2-2-1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。</p> <p>2-2-2 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。</p>
<p>4.3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。</p> <p>4.3.1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、レッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し、厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。</p> <p>4.3.2 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。</p>	<p>2-3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。</p> <p>2-3-1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、もしレッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し厳正にその保護・保全に努めなければならない。専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。</p> <p>2-3-2 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や、昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規正文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規正文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>4.4 下層植生を含めた自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。</p> <p>4.4.1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。</p> <p>4.4.2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお、野生動植物の採取について、その責任を管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理しなければならない。</p> <p>4.4.3 外来種を新たに導入するに当たっては、<u>森林立地に即して慎重に検討し</u>、導入する場合にはその影響を注意深く検証し、生態系への悪影響を防止しなければならない。</p> <p>4.4.4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいよう生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。</p>	<p>2-4 下層植生を含め自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。</p> <p>2-4-1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。</p> <p>2-4-2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。なお、野生動植物の採取について、その責任を森林管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理しなければならない。</p> <p>2-4-3 外来種の新たな導入は、生態系への悪影響を避けるため慎重に検討し、導入の際はその悪影響を注意深く監視しなければならない。</p> <p>2-4-4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいようにし生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。</p>
<p>5. 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）</p> <p>5.1 土壌及び水資源の保全に与える影響や災害リスクを事前に把握し、管理計画や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。</p> <p>5.1.1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、<u>環境や災害防止</u>に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。</p> <p>5.1.2 土壌・水系の保全や災害防止のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。</p> <p>5.1.3 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。</p> <p>5.2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設け、林縁木の保全と健全性の維持に努めなければならない。</p> <p>5.2.1 土壌・水資源の涵養、生物多様性・景観の保全や風倒被害の防止のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設け、林縁木の保全と健全性の維持に努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。</p> <p>5.2.2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。</p>	<p>基準 3 土壌及び水資源の保全と維持</p> <p>3-1 土壌及び水資源の保全に与える影響を事前に把握し、森林管理計画等や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。</p> <p>3-1-1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、<u>環境に配慮すべき項目</u>を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。</p> <p>3-1-2 土壌・水系の保全のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。</p> <p>3-1-3 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。</p> <p>3-2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設けるよう努めなければならない。</p> <p>3-2-1 土壌・水資源・生物多様性・景観の保全のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設けるよう努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。</p> <p>3-2-2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>5.3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮することで、環境上の悪影響を軽減しなければならない。</p>	<p>3-3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮されなければならない。</p>
<p>5.3.1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域区等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保全上問題ないものとならなければならない。市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。これら以外の森林にあっては、伐採更新等の施業計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。</p>	<p>3-3-1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保全上問題ないものとならなければならない。市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあっては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。これら以外の森林にあっては、伐採更新等の施業計画がある場合には、その分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。</p>
<p>5.3.2 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、適切に作られた技術マニュアルにしたがって、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。</p>	<p>3-3-2 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、適切に作られた技術マニュアルにしたがって地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。</p>
<p>5.4 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払い、<u>人の健康や陸域生態系のみならず、内陸淡水生態系及び海洋生態系とそのサービスの保全に努めなければならない。</u></p>	<p>3-4 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払わなければならない。</p>
<p>5.4.1 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、又は、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。</p>	<p>3-4-1 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがって、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、または、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。</p>
<p>5.4.2 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。</p>	<p>3-4-2 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。</p>
<p>5.5 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払わなければならない。</p>	<p>3-5 林内路網の開設に当たっては、水土保全に細心の注意を払わなければならない。</p>
<p>5.5.1 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保全に細心の配慮を払って計画されなければならない。</p>	<p>3-5-1 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保全に細心の配慮を払って計画されなければならない。</p>
<p>5.5.2 林内路網の管理体制が整っており、適切な管理がなされなければならない。</p>	<p>3-5-2 林内路網の維持管理体制が整っており、適切な維持管理がなされなければならない。</p>
<p>6. 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進</p>	<p>基準 5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組</p>
<p>6.1 日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言、国際慣習法を含む。）を遵守しなければならない。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する慣習法を含む日本国内法を適用して遵守しなければならない。</p>	<p>5-1 日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言を含む。）を遵守しなければならない。但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等（国際連合宣言を含む。）については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する日本国内法を適用して遵守しなければならないこととする。</p>
<p>6.1.1 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。</p>	<p>5-1-1 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>6.1.2 森林管理に必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。</p> <p>6.1.3 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の無許可行為等の違法行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。</p> <p>6.1.4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民やジェンダー平等等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。</p> <p>6.1.5 森林管理者は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道においては、森林がアイヌ文化の振興等及びそのための環境整備に関するアイヌ施策の推進と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定に当たって、アイヌ民族が日本国の先住民族であるとの認識の下で、「独立国における原住民及び種族民に関する条約 (ILO169 号)」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際条約等、並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 (アイヌ施策推進法)」第 6 条 (国民の努力) の規定を遵守するほか、当該市町村と密接な連携の下で、同法に基づく「アイヌ施策推進地域計画」の実効的かつ円滑な実施に資するよう努めなければならない。</p> <p>また、アイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。(本規格「6.3.2.1 及び同 2」参照)</p>	<p>5-1-2 森林管理に必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。</p> <p>5-1-3 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の違法行為等の無認可行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。</p> <p>5-1-4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正な解決を図るための手順を定めていなければならない。</p> <p>5.1.5 森林管理者は、日本国の先住民族であるアイヌ民族について、「独立国における原住民及び種族民に関する条約 (ILO169 号)」及び「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に列挙されているような、権利享有者の自由意思による、事前の及び十分な情報に基づく同意 (FPIC) なく侵害されることのない、適用可能な場合には補償に関する条項も含む、法的な、慣習法上の及び伝統的な権利という確立された枠組の認識のもとに森林管理をしなければならない。権利の範囲が決定されていない、あるいは議論されている地域においては、適正かつ公正な決定のための手続がなければならない。このような場合、森林管理者は、当面の間、認証が実施される地域の政策及び法律に規定されている手続、役割及び責任を尊重しつつ、関係者に対し、森林管理の決定に関与する意義のある機会を提供しなければならない (PEFC 認証規格「ST 1003:2010-5.6.4」)。</p> <p>森林管理者は、固有の歴史的、文化的又は精神的意義及び地域社会の基本的必要性を充たす地域基盤であることが認識されている場所について、当該場所の意義に十分に配慮して保護又は管理しなければならない (PEFC 認証規格「ST1003:2010-5.6.6」)。</p> <p>確立された枠組の認識においては、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際法並びに「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」等の国内法、これまで及び今後の「アイヌ政策推進会議」の決定事項等にも留意しなければならない。</p> <p>北海道においては、森林がアイヌ民族の文化等と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定におけるアイヌの人々の FPIC を確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。FPIC が必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。</p> <p>注意書 1：FPIC: Free, prior and informed consent (自由意思による、事前の十分な情報に基づく同意)</p> <p>注意書 2：1997 年、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目的とする「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓 201 発に関する法律 (通称「アイヌ文化振興法」)」が制定された。2007 年、国連総会で「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、2008 年 6 月には「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両院の満場一致で採択されると、政府もアイヌ民族が日本国の先住民族であると認め、内閣官房長官が「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置した。2009 年 7 月に提出された同懇談会報告書は、「アイヌの人々が先住民族であるという認識」、すなわち「国の政策として近代化を進めた結果、アイヌの文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任がある」という認識に基づいてアイヌ政策を展開していくことが必要とし、いくつかの具体的政策を提言している。2009 年 12 月には内閣官房長官を座長とする「アイヌ政策推進会議」が設置され、同報告書の提言の具体化</p>

<p>〈新規格〉</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〈旧規格〉</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
	<p>に向けた検討が進められている。 注意書 3：北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課が実施している「北海道アイヌ生活実態調査」の報告書において「調査対象とした世帯数・人数」が公表されているが、この数値は、生活実態調査に回答したアイヌの世帯数・人数であり、北海道に居住するアイヌの世帯数・人数ではない。したがって、「振興局別調査対象とした世帯数・人数」において「0（ゼロ）」又は「-」と表記されている地域内にもアイヌの人々が居住している可能性があり、当該地域内の森林管理計画の策定においても、アイヌの人々の FPIC を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>6.2 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権については国際条約等及び慣習法を含む日本国内法等を適用して尊重され、機会や成果の不平等が是正されなければならない。</p>	<p>5-2 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権が尊重されていなければならない。</p>
<p>6.2.1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と、森林管理計画におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。</p> <p>特に日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあっては「アイヌ施策推進法」の第 16 条「国有林野における共用林野」及び同 17 条「漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮」、更には国際・国内慣習法等の法令に基づき適切に実施されなければならない。</p> <p>注意書：「アイヌ施策推進法」 第 16 条：農林水産大臣は国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るために必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該市町村の一定の区域内に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。 同 17 条：農林水産大臣又は都道府県知事は認定アイヌ政策推進地域計画に記載された内水面さげ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さげ採捕事業が円滑に実施されるよう適切に配慮するものとする。</p> <p>6.2.2 入会権等が確認された場合、利用権者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画に記載されていない。</p> <p>6.2.3 森林の管理は、該当森林管理区域の内部又は周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。</p>	<p>5-2-1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあっては共用林野）の有無と、森林管理計画等におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。</p> <p>5-2-2 入会権等が確認された場合、利用権利者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画等に記載されていない。</p> <p>5-2-3 森林の管理は、該当森林管理区域の内部または周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。</p>

<p>〔新規格〕</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン</p>	<p>〔旧規格〕</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>6.2.4 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重し、機会や成果の不平等が是正されなければならない。</p> <p>6.2.5 管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。なお、管理計画の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。</p>	<p>5-2-4 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重しなければならない。</p> <p>5-2-5 森林管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たっての有識者等による審議経過について聴取する。なお、森林管理計画等の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。</p>
<p>6.3 森林管理計画の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性と労働安全等に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。</p>	<p>5-3 森林管理計画等の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。</p>
<p>6.3.1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、従業員や委託・請け負わせ先に対する十分な訓練や研修を行わなければならない。</p>	<p>5-3-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、研修を行わなければならない。</p>
<p>6.4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証規格の要求事項を遵守させ、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。</p>	<p>5-4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証基準・指標・ガイドライン（森林管理認証規格）の要求事項を遵守させるとともに、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。</p>
<p>6.4.1 認証森林に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、日本が批准している ILO 基本条約、及び未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号に関連する労働基準法第 3 条及び第 5 条等の規定並びにその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。</p> <p>注意書：労働基準法 第 3 条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。（男女同一賃金の原則） 第 5 条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。（中間搾取の排除）</p> <p>6.4.2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。</p>	<p>5-4-1 法的要件を満たす事業者（森林所有者ないしは森林管理主体となる者）は、ILO 基本条約（日本未批准条約を除く）及び未批准の ILO 条約第 105 号及び ILO 条約第 111 号に関連する労働基準法第 3 条及び第 5 条等の規定並びにその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。</p> <p>また、法的要件を満たしていない従業員であっても、当該制度等に加入させるよう努めるとともに、委託・請け負わせ先における従業員または事業主、一人親方等の社会保障制度への加入状況について把握しなければならない。</p> <p>5-4-2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。</p>
<p>6.5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行い、安全な労働環境を整えなければならない。</p> <p>6.5.1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などを行い、安全な労働環境を整えなければならない。</p> <p>6.5.2 労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等の規定に基づき安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。若しくはこれに準じて安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。</p>	<p>5-5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行っていないなければならない。</p> <p>5-5-1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育（安全大会等）、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などが行われなければならない。</p> <p>5-5-2 法定要件を満たす事業者にあつては、労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等に基づく安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。それ以外の者にあつては、上記に準じて実施されなければならない。</p>

<p>(新規格)</p> <p>SGEC 規準文書 3 「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」 付属書 1 SGEC 規準文書 3の運用ガイドライン</p>	<p>(旧規格)</p> <p>SGEC 文書 3 「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」</p>
<p>7. モニタリングによるパフォーマンス評価と改善</p> <p>7.1 森林所有者/管理者は、森林管理計画の達成度を評価するチェックリストを作成し、これに基づき現地で確認作業を行い、森林管理と管理組織のパフォーマンス評価と改善に努めなければならない。<u>パフォーマンス評価とその改善が有効に実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示し、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がなされていなければならない。また、「アイヌ施策推進地域計画」策定されている場合は、その遵守状況、アイヌ民族の慣行的森林の共同使用の実態、及び森林に係るアイヌの文化的、伝統的遺産等の保護の状況等についてモニタリングが実施されなければならない。</u></p> <p>7.1.1 森林管理計画の実行状況と管理組織のパフォーマンスを評価するためのモニタリングを定期的実施しなければならない。モニタリングの結果は、トップマネジメントがレビューし、森林管理計画の実行及び改訂と管理組織の運営に反映され、必要に応じて見直しが図られていなければならない。</p> <p>7.1.2 モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性及び活力に及ぼす影響（非木材生産物を含む）、労働安全、利害関係者との連携等森林管理計画の達成状況を検証するために必要な項目を含まなければならない。</p> <p>7.2 森林管理計画とそのモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するがその概要を一般公開することを原則とする。また、対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合には、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。更に、地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協体制が整っていないなければならない。</p> <p>7.2.1 森林管理計画及び同計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書があるか、作成する予定を持たねばならない。この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とすべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは、公開の対象から除外しなければならない。</p> <p>7.2.2 場所別・年度別に施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協体制の内容、その実施状況が確認できなければならない。</p> <p>7.2.3 森林管理を科学的な研究結果に基づき実施するため、管理者は、持続可能な森林管理に係る研究調査活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。</p>	<p>基準 7 モニタリングと情報公開</p> <p>7-1-1 モニタリングで森林管理計画等の達成度を評価するチェックリストがあり、これに基づき現地で確認作業を行い、達成度と環境影響を評価しなければならない。実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示しなければならない。モニタリングについては、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がなされていなければならない。</p> <p>7-1 管理計画の実行状況としての影響を評価するためのモニタリングを、定期的実施しなければならない。モニタリングの結果は、管理計画の実行及び改訂に反映され、必要に応じて見直しが図られていなければならない。</p> <p>7-1-2 モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から森林病虫獣害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性及び活力に及ぼす影響等（非木材生産物を含む）並びに森林管理計画等の達成状況を検証するために必要な項目を含まなければならない</p> <p>7-3 対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合は、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残すよう努めなければならない。</p> <p>7-2 地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協体制が整っていないなければならない。</p> <p>7-4-1 森林管理計画等及び計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書があるか、もしくは作成する予定を持たなければならない。但し、この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とすべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは公開の対象から除外しなければならない。</p> <p>7-3-1 場所別・年度別に、施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。</p> <p>7-2-1 生物多様性に関するモニタリングを行っている第3者機関との協体制の内容、その実施状況が確認できなければならない。</p> <p>6-6 森林管理が科学的な研究結果に基づき実施されなければならないことに鑑み、森林管理者は、持続的な森林管理等に係る研究活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。</p>

参考資料④ FM 別添2「要求事項の対比表」

SGEC 規準文書3「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」（新規格）、SGEC 規準文書3 付属書1「SGEC 規準文書3 の運用ガイドライン」（新規格）、SGEC 文書3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」（旧規格）の対照表

〈新規格〉 SGEC 規準文書3「SGEC 持続可能な森林管理－要求事項」	〈新規格〉 SGEC 規準文書3 付属書1「SGEC 規準文書3の運用ガイドライン」	〈旧規格〉 SGEC 文書3「SGEC 森林管理認証基準・指標・ガイドライン」
6.1 リスク及び機会への取組み 6.2 森林管理計画	0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定	基準1 認証対象森林の明示及びその管理方針の確定
8.1 基準1：森林資源の維持又は適切な増進とグローバルカーボンサイクルへの貢献及びその適切な維持・増進	1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献	基準6 社会・経済的便益の維持・増進及び地球温暖化防止への寄与
8.2 基準2：森林生態系の健全性と活力の維持	2. 森林生態系の健全性と活力の維持	基準4 森林生態系の生産力及び健全性の維持
8.3 基準3：森林生産（木材及び非木材）機能の維持及び促進	3. 森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）	（基本的には、新規格で新設の基準。6-1-1、6-1-4、6-1-5、6-7 が対応。）
8.4 基準4：森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進	4. 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進	基準2 生物多様性の保全
8.5 基準5：森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）	5. 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）	基準3 土壌及び水資源の保全と維持
8.6 基準6 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進	6. 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進	基準5 持続的森林経営のための法的、制度的枠組
9. 森林管理の実行（パフォーマンス）の評価	7. モニタリングによるパフォーマンス評価と改善	基準7 モニタリングと情報公開

参考資料⑤ I. SGEC 規準文書3 付属書1 SGEC 規準文書3の運用ガイドライン

SGEC 規準文書3

II. 付属書1

SGEC 規準文書 3 の運用ガイドライン

森林所有者及び同管理者は、本規格（SGEC 基準文書3:2021「持続可能な森林管理－要求事項」）の運用に当たり、本付属書に準拠した森林管理計画を策定し、当該森林の自然的、社会的立地に即し、法令を遵守した持続可能で効果的かつ安全な森林管理を行わなければならない。

III. 0. 認証対象森林と管理責任者・管理方針の確定

0.1 森林認証を申請する者は、当該森林の管理を行う法的権利と能力を有するなどその管理者としての適格性を有し、当該森林の管理計画を策定し、その経営と実行及び改善に係る方針を備えていなければならない。

0.1.1 森林所有者若しくは地上権者が記載された登記簿謄本、当該森林に係る森林簿等及び森林管理計画書・付属図が備えられおり、同付属図上でランダムに選んだ林分について現地で確認できなければならない。

0.1.1 森林所有者若しくは地上権者と当該森林の管理者とが異なる場合には、受託管理契約若しくは経営管理権又は経営管理実施権等により、当該森林の管理主体が明確にされており、森林認証の申請者が当該森林を管理する者として明確に確認できなければならない。

注意書：グループ森林管理の場合には、当該加盟者（構成員）の所有する森林を一元的に管理する計画、組織、責任体制等、当該森林を計画的かつ適正に管理するために必要な要件が明確に確認でき、SGEC 規準文書3-1に規定するグループ森林管理に関する要求事項を満たしていなければならない。

0.2 当該森林の所在場所別の面積並びに人工林・天然林別面積、樹種又は林相、林齢及び立木材積が明らかな森林簿等が常備されていないなければならない。

0.2.1 具体的には、当該森林に係る森林簿又は森林調査簿若しくはこれらに準ずる簿冊が常備されており、5年ごとに森林調査が実施され、更新されていないなければならない。

0.3 当該森林の位置が現地及び図面上で明瞭でなければならない。

0.3.1 具体的には、当該森林の所在地番等で確認できる「5,000分の1」の図面若しくは同程度の図面が常備され、同図面上でランダムに選んだ対象森林が現地で確認できなければならない。

0.4 「緑の循環」に関する目標と管理の方針が明示された本規格に基づく森林管理計画が、5年を1期（5年毎に樹立する10年計画も含む。）とする計画として樹立され、当該計画で規定された森林管理が長期にわたって遵守されることを最高経営者（トップマネジメント）によって保証されなければならない。

この場合、「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合には、これを遵守し、アイヌの文化の振興等が図られるよう努めなければならない。

0.4.1 森林管理計画書は常備されており、同計画に基づく森林管理の実施状況は現地で確認できなければならない。

特に、森林管理の基本方針は、同計画において森林施業の実施に関する長期方針として確認され、現地で検証できなければならない。なお、森林管理の実施記録については、現地確認のうえ本規格に対する適合性を証明する資料として保管されな

ればならない。

注意書：森林管理計画と森林計画制度との関連について

森林管理計画は、森林法第5条に基づく地域森林計画（国有林の場合は同法第7条の2に基づく地域別の森林計画）及び同法第10条の5に基づく市町村森林整備計画の遵守を前提に、SGEC 認証規格が求める「持続可能な森林管理－要求事項」への適合性が求められる。

0.4.2 前項の森林施業に係る基本方針に係る森林施業には、本規格の要求事項に適合した個々の森林の管理目的を明確に規定し、これを実現するために当該森林の特性に応じた目標とする森林構成とそれに至る方法が整合的に明示されなければならない。

0.5 森林管理計画に基づく森林管理を実行することが可能な経営と管理体制を保持していなければならない。

0.5.1 森林管理計画を実行するうえで必要な森林管理体制と実行組織が適切に配備され、担当者の役割や責任及び権限が明確にされていなければならない。

0.5.2 森林所有者若しくは管理者は、当該森林の経営について継続的改善に努めなければならない。

1. 森林資源の維持又は適切な増進と地球温暖化防止（グローバルカーボンサイクル）への貢献

1.1 緑の循環資源として、非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、地元住民や利害関係者等との連携を図り地域経済の振興に努めなければならない。

「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合は、これに基づき、アイヌ文化の振興等のもとより、関連する産業の振興に資するよう努めなければならない。

1.1.1 認証森林から生産された多様な認証林産物の利用をCOC企業等と連携して推進し、森林認証の取得を通じて得た知識・経験を広く地域に普及・啓発するよう努めなければならない。

1.1.2 認証林産物を生産現場や加工・流過程程において的確に管理し、需要者に適正に供給するよう努めなければならない。また、市場分析、新規市場の可能性及び森林の全ての財とサービスを考慮に入れた健全な経済活動を達成することができるよう努めなければならない。

1.1.3 林内施設に係る森林の他用途への転用については、当該森林の持続的管理を実現する最小限の影響の範囲で、関係法令に基づき適切に行わなければならない。

1.2 対象森林の管理・整備・利用が地球温暖化防止の二酸化炭素吸収源として、気候変動の緩和に貢献できるよう努めなければならない。

1.2.1 二酸化炭素固定機能を向上させる、あるいは少なくとも低下させないよう森林を適切に取り扱い、林地残材や利用可能な間伐材等を有効利用することにより、二酸化炭素固定機能の向上に努めなければならない。

1.2.2 森林管理に当たっては、可能な限り化石燃料の節減に努めなければならない。

1.3 供給サービスとともに調整サービスや文化的サービス、基盤サービス等の生態系サービス（用語の定義3.6）の増進に配慮した森林管理が必要な森林においては、適切な対応がとられていなければならない。

1.3.1 森林管理計画において、災害リスクや森林レクリエーション・景観維持改善等に対応したゾーニングを行い、該当地域においては可能な限り災害防止や景観保全、快適性向上の観点から望ましい施設の設置や、森林配置及びその施業に努めなければならない。

1.3.2 森林法や自然公園法などの法令による制度や、市町村森林整備計画などの法令に基づく公的計画で国土・景観保全、生活環境保全のための森林施業上の制約がある森林は、その基準・規範に適合していなければならない。

1.3.3 森林レクリエーション施設は、森林レクリエーション受益者の期待、環境保全、林地開発許可基準及び保健機能森林に関する森林経営計画の認定基準を満たすよう設置されているか、若しくは計画されていなければならない。

1.3.4 レクリエーション等を目的とする森林の一般公開は、関係者の所有権をはじめとする諸権利、森林資源や生態系への影響、森林の他の機能との両立性などを尊重したうえで、適切に促進しなければならない。

1.4 文化的・歴史的に重要な遺跡や資源・社会的に価値の高い森林が保護されていなければならない。日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあっては、儀式的場所等アイヌの文化的、伝統・観光的価値を有する場所は、保護されなければならない。

1.4.1 森林管理計画には、文化財保護法等による指定文化財のほか、地域社会において文化的、歴史的に重要と評価されている遺跡や地域住民に親しまれ郷土のシンボルとなっている森林や巨樹・巨木、学術的に価値の高い森林が明示され、その取り扱い指針が示されなければならない。

1.4.2 文化財保護法等の諸制度で規制された森林でない場合であっても、地域社会から妥当と評価される内容で、その保全に対する配慮がなされなければならない。

それらの森林については、展示林、見本林等として、社会一般の便益に供し、その普及啓発に努めなければならない。

1.5 森林レクリエーション等市民が自然に触れ合う機会・場所の提供に努めるとともに、入山者に対する環境教育及び安全などへの指導や対策が適切に実施されなければならない。

「アイヌ施策推進地域計画」が策定されている場合にあっては、これに基づき、森林に関連するアイヌ文化や伝統に係る観光の振興に資するよう努めなければならない。

1.5.1 森林レクリエーション等の市民が自然にふれあう機会や場所の提供に努め、入山者の利用する林道、作業道、歩道その他施設について、交通安全施設、安全標識、案内板等を整備するよう努めなければならない。

相当規模の組織（森林管理者等）にあっては、独自の森林・環境教育プログラムを策定し、入山者に対して環境教育施設を設置するか、若しくはその設置計画を策定しなければならない。

1.5.2 入林者に対する空き缶、ゴミなどの持ち帰りについて啓発がなされ、また、廃棄物については、森林外の適切な場所で処理されなければならない。

1.6 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を十分勘案し、関連する施策、助成制度の活用にも努めなければならない。

2. 森林生態系の健全性と活力の維持

2.1 管理者は、森林資源調査等に基づいた管理計画の策定と実行及びモニタリング結果に基づき、経済的、社会的、生態的影響を適切に評価し、森林管理の持続的な改善のサイクルを形成するとともに、これを適切に実行する体制が整備されなければならない。

2.1.1 当該森林の公益的価値の重要性を認識し、それを維持・増進するよう管理計画の策定と実行に努めなければならない。

2.1.2 森林管理計画の策定と実行に当たっては、森林の健全性と活力の維持・増進を図る観点から、自然的立地に即応した生物学的予防措置を最大限に活用しなければならない。

特に、森林施業の実施に当たっては、当該森林の土壌、気象等の自然的立地に即応した伐採・更新方法及び更新樹種の選択（諸被害に対する抵抗性育苗等の活用）に努め、自然災害に対する強靱性及び適応力の強化と当該地域の森林の自然環境に調和し森林の抵抗力を増進する方法の選択に努めなければならない。

2.1.3 標準地調査などのモニタリング結果に基づいて資源状況を把握し、年齢構成の平準化に努めるなど、長期的な森林管理の持続性に配慮しなければならない。

2.2 伐採量は森林管理計画等で定める計画量の範囲内でなければならない。伐採に当たっては、大面積皆伐は避け、森林立地に即した伐区の形状、面積規模とし、その分散を図るとともに、必要な箇所では、非皆伐施業を行わなければならない。

また、非木材を含む林産物資源の収穫は、それが持続できるよう定められていなければならない。

2.2.1 伐採方法、伐期齢、伐採率等の伐採・収穫に関する事項については、水土保持、生物多様性保全、景観の保全等に配慮した技術指針が作成され、可能な箇所では非皆伐施業を行うとともに、林地保全の必要性が高い場所は、針葉樹一斉林型の林分に広葉樹を残すよう努めなければならない。また、立地に応じて複層林等の導入や生態系に配慮した施業方法の導入も考慮されなければならない。

2.2.2 森林管理計画は、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画をそれぞれ遵守して策定し、当該計画に基づき森林管理を実施しなければならない。

2.3 伐採後は関係法令に基づき確実に更新されていなければならない。伐採跡地の人工造林は、施業の履歴を踏まえて、適地適木の原則が守られていなければならない。

注意書 更新期間について、

森林法で定める保安林の指定施業要件においては、人工造林（植林）に係る期間は同政令において「伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。」と定められている。

また、保安林以外の森林については、「昭和37年7月1日農林省告示第851号」において、人工造林の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、天然更新の場合には伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間」と定められている。

2.3.1 最近5年ないしは10年における伐採と更新の実行状況が確認でき、伐採計画に対応して、更新が適切に計画されなければならない。この場合、更新期間は、市町村森林整備計画を遵守して設定されなければならない。

2.3.2 更新方法、樹種、本数等の更新に関する技術指針が作成され、これにしたがって更新箇所と箇所毎の更新方法、更新面積、樹種、更新予定時期を含む更新予定表が作られなければならない。

2.3.3 人工更新の場合の樹種の選択は、水源かん養、国土保全、環境保全等の観点も含めた適地適木の原則等の技術合理性に照らして行わなければならない。

種子、苗木はその地域の在来のものを使用するよう努めなければならない。外来種の導入は、現地適用化について検証したうえで生態系へ好ましくない影響が想定されるものは避け、当面遺伝子組み換え樹木は使用しないようにしなければならない。

2.3.4 人工植栽にあつては、土壌浸食の防止、林地の保全、植栽木の活着・成長を考慮し、現地に即した適切な作業方法を選択しなければならない。

また、植栽後に定期的に苗木の活着状況を確認し、枯損木がある場合には補植しなければならない。

大規模な枯損が発生した場合や植栽後の成長が思わしくない場合には、原因の調査分析に基づき適切な樹種を選定し改植等の措置をとらなければならない。

2.4 天然林（萌芽更新により育成された森林を含む。）については、地域の特性を考慮し適切な森林管理計画を樹立し、的確な更新施業を行わなければならない。

2.4.1 森林管理計画における天然林に関する記述内容が、地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林経営計画を樹立している場合は同計画に照らしてそれぞれ適切であり、天然林の伐採と更新が技術合理性の観点から相互に有機的に結合して計画されなければならない。

伐採・更新に当たっては、伐採方法、同面積、予定時期を含む予定表が作られなければならない。

2.4.2 天然林の施業に当たっては、施業方法と林相・林型に応じた適切な選木指針が策定され、伐採率、伐採の繰り返しの期間などの技術指針が策定されなければならない。

また、伐採後の更新が適切に行われるよう林相・林型、伐採後の現地の実態に応じて、地表処理、植え込みなど必要な更新補助作業が計画されなければならない。

2.4.3 原生林及びそれに近い天然林において、維持・保全を図るべき自然生態系が棄損・劣化した場合には、その区域を定め、自然復元力の活用を基本とした施業によりその修復に努めなければならない。

2.5 期間内における保育計画が明らかであり、現地の実態に応じた施業が適切に行われていなければならない。

2.5.1 保育方法、保育時期等の保育に関する技術指針が作成されていなければならない。また、樹種の多様性を高めかつ多層的な根系の発達に資するため、除伐等において適度に広葉樹ないしは更新対象樹種以外の樹種を残すよう努めなければならない。

2.5.2 最近の5年ないし10年における保育の実行状況が確認でき、今後の保育箇所と箇所毎の保育方法、数量、予定時期が明示されなければならない。

2.5.3 林内に野生動物が相当数生息し、獣害の恐れのある場合、その森林の生長及び生物多様性に及ぼす圧力を軽減する防護手

段を講じなければならない。

また、林内放牧がなされている場合についても、適切な防護手段を講じなければならない。

2.6 目標林型への誘導に必要な間伐等の施業管理が適切に計画され、的確に実行されなければならない。

2.6.1 森林資源の齢級構成、個々の林分の立木密度の現況に照らして、必要な林分の間伐が計画されており、間伐箇所と箇所毎の伐採率、数量、間伐予定時期が明示されていなければならない。

また、市町村森林整備計画で要間伐森林に指定された林分は実行計画が策定されていなければならない。

2.6.2 間伐方法、伐採率、間伐林齢、間伐の繰り返し期間、間伐を実施する林分の立木密度等の目安等、間伐に関する技術指針ないし技術マニュアルが作成されていなければならない。

なお、林内に現存する広葉樹、枯れ木、生長衰退木、樹洞木等を適度に残すよう努めなければならない。

2.6.3 最近の5年ないしは10年における間伐等の施業実行状況が記録され、間伐等の施業実行状況が林齢、林分の立木密度の現況等に照らし、適切に行わなければならない。

2.7 森林の病虫獣害に対する適切な防除・対策が図られ、農薬など化学物質の使用は、法令などを遵守し、かつ必要最小限の使用にとどめ、人の健康や環境への悪影響がないように努めなければならない。

2.7.1 森林管理計画における森林病虫害防除に関する計画は、森林病虫害等防除法の都道府県防除実施基準、及び鳥獣保護管理法の鳥獣保護管理事業計画に基づいているとともに、生物多様性・水土保持の維持・保全にとって適切でなければならない。

2.7.2 対象森林及び周辺森林での最近の5年ないしは10年における森林病虫害獣害の発生状況と講じた対処措置が確認できなければならない。

2.7.3 林業薬剤（除草剤を含む）は必要最小限のものに限って使用しなければならない。使用する場合には、農薬取締法等に適合した管理マニュアルを定め、これに従って薬剤を取り扱わなければならない。

但し、WHOのタイプ1A及び1Bの殺虫剤については、他に利用可能な代替薬剤がない場合を除き、禁止しなければならない。なお、他に利用可能な代替薬剤がない場合の例外使用薬剤については別途付属書4に定める。

2.8 山火事、気象災害に対する適切な予防と被害への総合的災害リスク管理方策が策定されていなければならない。

なお、火入れを行う場合は、森林法第21条に基づき関係市町村長の許可を受けたうえで適切に実施しなければならない。

2.8.1 森林火災、気象災害予防に関し、森林管理巡視員、森林損害てん補制度（森林保険等）など体制整備のほか、従業員、ボランティア等への啓発、教育のプログラムを策定しなければならない。

2.8.2 森林火災消防に関し、関連機関との有機的連携を保ちつつ、従業員への訓練が実施され資材が準備されていなければならない。

2.8.3 森林火災被害跡地がある場合には、跡地への森林造成の計画があり、場所毎の更新方法、面積等が明示されなければならない。

3. 森林生産機能の維持及び促進（木材及び非木質材）

3.1 木材・非木質林産物と生態系サービスを生み出す森林生産機能を持続可能なベースで維持し、森林資源の循環利用を促進する。

3.1.1 森林の状況や地域条件に対応した供給サービスとともに調整サービス、文化的サービス、基盤サービスなどの生態系から得られる恩恵を活用し、森林資源の循環利用と地域振興に貢献しなければならない。

3.1.2 緑の循環資源として、森林生態系と非木質林産物を含む認証林産物を多様な用途に有効活用し、SGEC/PEFC認証取得者と連携し、地域経済の振興に努めなければならない。

3.2 林産物やサービス機能のすべてに係る新規市場や経済活動は、その可能性を考慮し、健全な経済的成果を追及しなければならない。

3.2.1 木材や非木材系の林産品の収穫水準は、長期的に持続可能な比率を超えてはならない。

また、収穫された林産物は、貴重な地域資源として、効率的に利用されるように努めなければならない

3.2.2 森林管理者は、能力に応じて資源利用効率の向上と地域及び地球環境に配慮した技術の導入と拡大に取り組み、森林資源の持続的利用とバイオマス・自然エネルギーの活用に努めなければならない。

3.3 森林の管理、収穫及び更新施業の実践は、土壌や保残立木、樹木などの損傷を避け、その場所の森林生態系の生産能力を減少させない時期や方法で実践しなければならない。

3.4 森林管理計画の策定に当たっては、市町村森林整備計画等で定める木材生産機能維持増進森林及び公益的機能別施業森林の整備に関する事項を勘案し、関連する施策や助成制度の活用を努め、収穫された林産物を最適に利用し、地域振興に貢献しなければならない。

3.4.1 森林所有者/管理者は、SGEC/PEFC 認証取得者や行政組織と連携し、森林産物の生産、流通加工と消費、廃棄の循環に配慮した国産材・地域材の活用を推進し、収穫された林産物の最適利用に努めなければならない。

3.5 森林管理に当たっては、環境への悪影響を最小限に抑え、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために道路、搬出路、橋などのインフラを適切に計画して敷設し、維持しなければならない。

3.5.1 林道、作業道の開設・維持、治山施設の設置、森林レクリエーション・環境教育施設の設置等にあたっては、認証森林から産出される林産物の有効利用に努めなければならない

注意書：SGEC 認証森林内の施設整備のための用地は、森林の管理・経営に供する林地の一部とみなされ、同施設の整備に伴う伐採により生産された木材は、持続可能な森林の管理・経営の下で生産された木材と定義される。

林道・作業道等の林内施設は、持続可能な森林管理の一環として林内の自然的立地条件に適合した工種・工法が選択されて実施されている限りは、森林の管理・経営の範疇に属する作業行為であり、持続可能な森林管理の実現を阻害するものではない。(付属書3参照)

3.5.2 林道、作業道等の林内施設は、環境への影響を最小限に抑えつつ、生産品やサービスの効率的な提供を確実にするために計画、整備及び維持しなければならない。

4. 森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進

4.1 生物多様性の長期的な保全は経済的、社会的便益に資することを踏まえ、その保全に関するランドスケープレベルの管理方針と主要な森林タイプについての林分レベルの管理方針が定められていなければならない。

4.1.1 森林管理計画には、生物多様性に関する次の内容を含まなければならない。

- a) 対象地の特性を踏まえた生態系、種、遺伝子の多様性の維持・向上に関する基本的な管理方針
- b) 生物多様性の維持・向上に関し、望ましいランドスケープレベルでの管理計画
- c) いくつかの代表的な林分タイプについて、生物多様性の維持・向上の観点からの技術指針

4.1.2 原生林又はそれに近い天然林がある場合は、これを維持・保全するための管理指針に基づき厳正に管理し、周辺のバッファゾーンの管理指針を策定しなければならない。

4.1.3 原則として原生林の1%以内の小面積で、かつ下記による正当化可能な状況以外は、原生林を人工林に転用してはならない。

- a) 本規格で定める生態系、種、遺伝子の多様性の維持等生物多様性の維持・保全等に関する基本的な管理方針に照らして、その影響が無視できる範囲のものであること
- b) 自然環境保全法及び自然公園法等の生態系の保護・保全に関する法令及び地域森林計画、市町村森林整備計画に反するものでないこと

4.1.4 林地の転用に当たっては、原則として森林認証面積の1%以内（但し、500ha未满是5ha以内）とし、原生林については前項の規定に基づくほか、本規格の8.4基準4：2021「森林生態系における生物多様性の維持、保全及びその適切な増進」及び8.6基

準6「森林の社会経済的機能の維持及びその適切な増進」等の関連する規定、並びに森林法で定める保安林、森林計画、林地開発許可制度及び関連する自然環境保全法及び自然公園法等の法令に基づき適切に実施しなければならない。

なお、林地の転用については、長期的な森林の保全やその及ぼす影響が経済的・社会的な恩恵に寄与するものでなければならない。

4.1.5 原生林の人工林への転用に関し、正当化できる明確な事由がない状況のもとで2010年12月31日以後に転用された人工林については、本規格に定める要求事項を満たさず、認証には不適格となるものとして、取り扱わなければならない。

4.1.6 耕作放棄された農地等の森林への転用については、それが、経済的、環境的、社会的又は文化的な価値を増加するものであれば考慮の対象とするよう努めなければならない。

4.2 対象森林内で生物多様性の確保に重要な構成要素（原生林含む天然林、里山林、草地、湿地、沼、農地など）が地図上で明らかにされ、それらの保護・保全に関する管理方針が定められていなければならない。

4.2.1 対象地に含まれる構成要素が地図上に明示され、そのうち生物多様性の維持・保全上重要な要素については、対象地内の動植物が記録され、動植物の重要種については保護・保全管理の技術指針が策定されなければならない。

4.2.2 水辺林や湿地帯及びビオトープの適切な保護保全・利用計画が策定されなければならない。

4.3 絶滅危惧Ⅰ類、絶滅危惧Ⅱ類、準絶滅危惧種に属する種及びその生息地の保護・保全が図られていなければならない。

4.3.1 地域における既存の生物多様性情報を広範に収集し記載しておくとともに、レッドデータブックにある動植物が存在する場合は、保護・保全計画に基づいて、その生息地を把握し、厳正にその保護・保全に努めなければならない。

専門家からの意見聴取によって貴重な動植物がいるとされた箇所は、保存林を設定するなど、専門家の助言に基づき適切な保護・保全対策の実施に努めなければならない。

4.3.2 貴重な動物の保護に当たっては、営巣木として価値ある立木の保存や昆虫・鳥類等の餌として価値ある枯れ木・空洞木・倒木の保護などのほか、生息環境の改善に努めなければならない。

4.4 下層植生を含めた自然植生・野生動植物の保護・保全に努めなければならない。

4.4.1 野生動植物の生育環境の維持改善のため、下層植生や林縁植生の維持に努めるとともに、貴重な自然植生は、保護・保全のための処置を講じなければならない。

4.4.2 野生動植物の採取は、持続可能なレベルを超えず、不適切な活動が防止されるよう努めなければならない。

なお、野生動植物の採取について、その責任を管理者が負う場合は、これを規制、監視、管理しなければならない。

4.4.3 外来種を新たに導入するに当たっては、森林立地に即して慎重に検討し、導入する場合にはその影響を注意深く検証し、生態系への悪影響を防止しなければならない。

4.4.4 林道、治山施設など工作物の設置に際し、小動物の生育・繁殖を妨げない措置（林道側溝、横断溝、魚道など）を講ずるとともに、これら工作物は使用可能な箇所では生物系資材を使用し、自然と融合する構造物とし、生態的な復元が成立しやすいよう生態系へのダメージを最小限とするよう努めなければならない。

5. 森林管理における保全機能の維持又は適切な増進（特に土壌と水）

5.1 土壌及び水資源の保全に与える影響や災害リスクを事前に把握し、管理計画や実施過程における悪影響を最小化するよう努めなければならない。

5.1.1 伐採、林道開設等の林業活動における環境変化や保全水準を認識するとともに、環境や災害防止に配慮すべき項目を整理し、従業員や委託・請け負わせ先に周知徹底が図られなければならない。

5.1.2 土壌・水系の保全や災害防止のために特に配慮が必要な地区が地図上で特定され、森林の土壌保全機能等を高めるための適切な措置がとられなければならない。

5.1.3 林道、橋梁等の整備及びその他作業の実施に当たっては、裸地土壌の露出を最小化し、土壌の水流への流出を避けるよう配慮し、流水路や河床の流路の保全に配慮しなければならない。また、適切な道路排水溝を設置・維持しなければならない。

5.2 伐採に当たっては、風が強く当たる尾根筋、水系（季節的水系も含む）及び道路沿いには適切な保護樹帯を設け、林縁木

の保全と健全性の維持に努めなければならない。

5.2.1 土壌・水資源の涵養、生物多様性・景観の保全や風倒被害の防止のために尾根筋、沢筋に保護樹帯を適切に設け、林縁木の保全と健全性の維持に努めなければならない。保護樹帯は森林管理に関する計画図に基づき現地で確認できるようにしなければならない。

5.2.2 保護樹帯の植生は、立地条件に適合した植生が維持されなければならない。また、現状が針葉樹人工林の場合には、針広混交林への誘導が計画されなければならない。

5.3 森林の伐採集運材に当たっては、近隣の水資源や土石流防止機能などへの影響を考慮し、地表面の保護が図られるよう慎重に配慮することで、環境上の悪影響を軽減しなければならない。

5.3.1 山地災害防止機能が高い森林や山地災害危険地域等、土壌・水系の保全のための配慮が必要とされている区域で伐採計画がある場合には、伐採の種類、伐採区域の面積等が水土保持上問題ないものとならなければならない。

市町村森林整備計画で水源涵養機能等維持増進森林と定められている森林にあつては、伐採の計画が市町村森林整備計画の基準・規範等に適合しなければならない。

これら以外の森林にあつても、伐採更新等の施策計画がある場合には、その林分が属する小流域の水資源保全に注意が払われなければならない。

5.3.2 集運材方法、集材時期については、地形、土壌、植生等の立地条件に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、適切に作られた技術マニュアルにしたがつて、地表面の保護及び水質汚濁防止のための措置がとられなければならない。

5.4 林業機械に用いる燃料、オイルその他汚染物質及び農薬など化学物質が水系に流出しないよう注意を払い、人の健康や陸域生態系のみならず、内陸淡水生態系及び海洋生態系とそのサービスの保全に努めなければならない。

5.4.1 燃料、オイル類及び林業薬剤の保管場所、保管方法、使用方法を定めたマニュアルにしたがつて、土壌汚染や水質汚濁を引き起こさないよう注意しなければならない。

マニュアルにおいては、森林管理の作業中のオイル漏れ、又は、林地上への無差別的な廃棄は厳格に回避されなければならない。

また、非有機系の廃棄物やごみは回収し、その貯蔵は指定された離れた場所に環境上責任ある方法でなされなければならない。

5.4.2 肥料を使用する場合は、管理された方法で実施し、十分に環境への配慮を行わなければならない。

5.5 林内路網の開設に当たっては、水土保持に細心の注意を払わなければならない。

5.5.1 林内路網の作設に当たっては、林道規程、林地開発許可等の基準による作設マニュアルに従うほか、現地の自然条件や下流域の水利用の特性に照らして環境に負荷が少ない方法を選び、水土保持に細心の配慮を払って計画されなければならない。

5.5.2 林内路網の管理体制が整っており、適切な管理がなされなければならない。

6. 森林の社会・経済的機能の維持及びその適切な増進

6.1 日本の全ての法律及び日本が批准・賛成をした全ての国際条約等（国際連合宣言、国際慣習法を含む。）を遵守しなければならない。

但し、同条約等のうち日本において批准・賛成がなされていない条約等については、尊重し、具体的に該当する分野について関連する慣習法を含む日本国内法を適用して遵守しなければならない。

6.1.1 森林管理の実行及び森林生態系の保護・保全、土地・森林の使用権並びに健康、労働、及び安全の問題、税制等森林管理に関わる法令等を遵守しなければならない。

6.1.2 森林管理上必要な法令集を常にアクセス可能な状態に保ち、合法性の遵守に関して、その説明責任を担保しうる文書、記録等の整備と適切な対策が採られなければならない。

6.1.3 森林管理者は、森林を適切に保護する観点から、森林内の無許可行為等の違法行為を防止するため、標識の設置等による普及・啓発に努めなければならない。

6.1.4 森林管理者は、森林管理に係る地元住民やジェンダー平等等の苦情等に関し、その意見陳述の機会を設けるとともに公正

な解決を図るための手順を定めていなければならない。

6.1.5 森林管理者は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあつては、森林がアイヌ文化の振興等及びそのための環境整備に関するアイヌ施策の推進と密接に関係していることに鑑み、森林管理計画の策定に当たって、アイヌ民族が日本国の先住民族であるとの認識の下で、「独立国における原住民及び種族民に関する条約（ILO169号）」、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」、「人種差別撤廃条約」及び「国際人権規約自由権規約」等の国際条約等、並びに「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ施策推進法）」第6条（国民の努力）の規定を遵守するほか、当該市町村と密接な連携の下で、同法に基づく「アイヌ施策推進地域計画」の実効的かつ円滑な実施に資するよう努めなければならない。

また、アイヌの人々のFPICを確保するため、説明会又は通信手段等により、事前に十分な情報を提供し、意見及び要望等を確認し、必要な場合には協議する手続がなければならない。

FPICが必要なアイヌの人々、又はその地域組織については、関係市町村、関係団体等にも照会し、可能な限り把握するよう努めなければならない。（本規格「6.3.2.1及び同2」参照）

6.2 地域社会の法的あるいは慣習的・伝統的な財産・資源などの利用権については国際条約等及び慣習法を含む日本国内法等を適用して尊重され、機会や成果の不平等が是正されなければならない。

6.2.1 認証申請森林についての入会権、漁業権、その他の慣習的な利用権（国有林にあつては共用林野）の有無と、森林管理計画におけるそれらの位置づけが確認できるようにしなければならない。

特に日本列島北部周辺、とりわけ北海道にあつては「アイヌ施策推進法」の第16条「国有林野における共用林野」及び同17条「漁業法及び水産資源保護法による許可についての配慮」、更には国際・国内慣習法等の法令に基づき適切に実施されなければならない。

注意書：「アイヌ施策推進法」

第16条：農林水産大臣は国有林野の経営と認定市町村（第十条第四項に規定する事項を記載した認定アイヌ施策推進地域計画を作成した市町村）の住民の利用とを調整することが土地利用の高度化を図るために必要であると認めるときは、契約により、当該認定市町村の住民又は当該市町村の一定の区域内に住所を有する者に対し、これらの者が同条第四項の規定により記載された事項に係る国有林野をアイヌにおいて継承されてきた儀式の実施その他のアイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取に共同して使用する権利を取得させることができる。

同17条：農林水産大臣又は都道府県知事は認定アイヌ政策推進地域計画に記載された内水面さけ採捕事業の実施のため漁業法第六十五条第一項若しくは第二項又は水産資源保護法第四条第一項若しくは第二項の規定に基づく農林水産省令又は都道府県の規則の規定による許可が必要とされる場合において、当該許可を求められたときは、当該内水面さけ採捕事業が円滑に実施されるよう適切に配慮するものとする。

6.2.2 入会権等が確認された場合、利用権者の実態を踏まえてその利益を適切に保全することが森林管理計画に記載されていなければならない。

6.2.3 森林の管理は、該当森林管理区域の内部又は周辺にある集落・地域の長期的な健康と福祉を促進するものでなければならない。

6.2.4 森林管理者は、里山林等で伝統的な森林管理がなされている場合は、経済的に可能な範囲でその管理を尊重し、機会や成果の不平等が是正されなければならない。

6.2.5 管理者は、適切な情報を得たうえで、当該地域のステークホルダー（利害関係者）を特定し、森林管理が影響を及ぼす可能性のある利害関係者に森林管理について説明して意見を聴き、必要な場合は協議を行う手順を持たなければならない。

また、必要に応じて市町村から当該市町村森林整備計画策定に当たったの有識者等による審議経過について聴取する。なお、管理計画の策定においては、地元の森林所有者や地域住民などの現地の森林に関する経験や知識を最大限に活用しなければならない。

6.3 森林管理計画の実行に当たり、従業員や委託・請け負わせ先に対して生物多様性と労働安全等に関して適切な訓練と指導を行わなければならない。

6.3.1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、労働安全及び生物多様性保全等に関する教育・指導文書があり、従業員や委託・請け負わせ先に対する十分な訓練や研修を行わなければならない。

6.4 森林管理者は、従業員や委託・請け負わせ先に対して、定められた森林区域内で森林管理認証規格の要求事項を遵守させ、職務能力向上研修や社会保障制度の加入など必要な雇用改善を実施するとともに、その実施状況を把握していなければならない。

6.4.1 認証森林に関する事業を行う者（以下「事業者」という。）は、日本が批准している ILO 基本条約、及び未批准の ILO 条約第105号及び ILO 条約第111号に関連する労働基準法第3条及び第5条等の規定並びにその他の国内法令を遵守するとともに、国内法に基づき従業員の労災保険、雇用保険、健康保険、年金保険、退職金共済制度など社会保障制度への加入に努めなければならない。

注意書：労働基準法

第3条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。（男女同一賃金の原則）

第5条 使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。（中間搾取の排除）

6.4.2 従業員に対し、素材生産・森林整備、森林調査、現場管理・統括、経営企画・営業・販売に係る職務能力向上に関する教育・指導方針を策定し、研修を行わなければならない。

6.5 従業員や委託・請け負わせ先に対して、労働安全に関して必要な訓練と指導を行い、安全な労働環境を整えなければならない。

6.5.1 従業員や委託・請け負わせ先に対し、安全作業の基準等の労働安全に関するマニュアルや手引き書、安全点検表、安全日報、リスクアセスメント報告書、労働災害記録文書などが用意され、これらに基づいた安全教育、日常点検等の自主的安全活動、リスクアセスメント、安全巡視活動、安全衛生に関する各種研修などを行い、安全な労働環境を整えなければならない。

6.5.2 労働安全衛生法、同施行令、労働安全規則等の規定に基づき安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。若しくはこれに準じて安全衛生管理体制が組織化されていなければならない。

7. モニタリングによるパフォーマンス評価と改善

7.1 森林所有者/管理者は、森林管理計画の達成度を評価するチェックリストを作成し、これに基づき現地で確認作業を行い、森林管理と管理組織のパフォーマンス評価と改善に努めなければならない。

パフォーマンス評価とその改善が有効に実行されていない場合には、その理由と対処方針を明示し、内部監査において自己検証、評価、改善点の検討がなされていなければならない。

また、「アイヌ施策推進地域計画」策定されている場合は、その遵守状況、アイヌ民族の慣行的森林の共同使用の実態、及び森林に係るアイヌの文化的、伝統的遺産等の保護の状況等についてモニタリングが実施されなければならない。

7.1.1 森林管理計画の実行状況と管理組織のパフォーマンスを評価するためのモニタリングを定期的に実施しなければならない。

モニタリングの結果は、トップマネジメントがレビューし、森林管理計画の実行及び改訂と管理組織の運営に反映され、必要に応じて見直しを図られていなければならない。

7.1.2 モニタリングのチェックリストには、森林の健全性及び活力の維持・保全の観点から森林病虫害、凍害、雪害等の気象、自然発生火災を含む火災及び森林施業の実施に起因する森林生態系の健全性及び活力に及ぼす影響（非木材生産物を含む）、労働安全、利害関係者との連携等森林管理計画の達成状況を検証するために必要な項目を含まなければならない。

7.2 森林管理計画とそのモニタリング結果は、情報の機密性を尊重するがその概要を一般公開することを原則とする。また、対象森林に関する各種情報の記録を極力残すとともに、施業を行った場合には、作業種別、年度別、所在場所別に施業記録を残

すよう努めなければならない。

更に、地方自治体などが全体の多様性を推測する指標生物群のモニタリングを行っている場合、その調査に対する協力体制が整っていないといけない。

7.2.1 森林管理計画及び同計画の実行記録簿、生物多様性の保全等の計画事項のチェックリスト等についての公開の方法（場所、閲覧手続き等）を定めた文書があるか、作成する予定を持たねばならない。

この場合、個人情報等に該当する情報、及び関係行政機関の法令（条例）及び指導により非公開とすべきとされたもの、若しくは自然環境保全上非公開とすることが妥当と判断されるものは、公開の対象から除外しなければならない。

7.2.2 場所別・年度別に施業履歴を残すよう努めるとともに病虫害、獣害、森林火災、気象害の被害状況や森林保険の加入、損害てん補状況を記録するよう努めなければならない。

生物多様性に関するモニタリングを行っている第三者機関との協力体制の内容、その実施状況が確認できなければならない。

7.2.3 森林管理を科学的な研究結果に基づき実施するため、管理者は、持続可能な森林管理に係る研究調査活動が求めるデータの収集に積極的かつ適切に貢献するように努めなければならない。

引用文献

荒牧重雄（1969）鹿児島県国分地域の地質と火砕流堆積物．地質学雑誌75：425-442.

林野庁（2022）令和3年度林業白書，<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hakusyo/r3hakusyo/attach/pdf/zenbun-34.pdf>

迫静男（1968）高隈演習林植物調査報告．鹿児島大学農学部演習林研究報告1：38-125.